

過疎地域持続的発展計画（案）

（令和8年度～令和12年度）



（令和8年3月）

高知県安田町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

《現況と問題点》	11
《その対策》	11
《事業計画》	12
《公共施設等総合管理計画等との整合》	13

3. 産業の振興

《現況と問題点》

(1) 農業	14
(2) 林業	14
(3) 畜産業	15
(4) 水産業	15
(5) 商業	16
(6) 工業	16
(7) 観光・レクリエーション	16

《その対策》

(1) 農業	17
(2) 林業	18
(3) 畜産業	18
(4) 水産業	19
(5) 商業	19
(6) 工業	19
(7) 観光・レクリエーション	20
《事業計画》	21
《産業振興促進事項》	22
《公共施設等総合管理計画等との整合》	22

4. 地域における情報化

《現況と問題点》	23
《その対策》	23
《事業計画》	23
《公共施設等総合管理計画等との整合》	23

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

《現況と問題点》	
(1) 道路.....	24
(2) 公共交通.....	24
《その対策》	
(1) 道路.....	25
(2) 公共交通.....	25
《事業計画》	26
《公共施設等総合管理計画等との整合》	28

6. 生活環境の整備

《現況と問題点》	
(1) 水道施設.....	29
(2) 下水処理施設.....	29
(3) 廃棄物処理施設.....	29
(4) 消防・救急・防災.....	30
(5) 公営住宅.....	30
《その対策》	
(1) 水道施設.....	30
(2) 下水処理施設.....	30
(3) 廃棄物処理施設.....	31
(4) 消防・救急・防災.....	31
(5) 公営住宅.....	31
《事業計画》	32
《公共施設等総合管理計画等との整合》	33

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び 増進

《現況と問題点》	
(1) 児童福祉.....	34
(2) 高齢者福祉.....	34
(3) 障がい者福祉.....	35
(4) その他.....	35

《その対策》	
(1) 児童福祉	36
(2) 高齢者福祉	36
(3) 障がい者福祉	37
(4) その他	37
《事業計画》	38
《公共施設等総合管理計画等との整合》	39

8. 医療の確保

《現況と問題点》	40
《その対策》	40
《事業計画》	40
《公共施設等総合管理計画等との整合》	40

9. 教育の振興

《現況と問題点》	
(1) 学校教育	41
(2) 生涯学習	41
《その対策》	
(1) 学校教育	42
(2) 生涯学習	42
《事業計画》	43
《公共施設等総合管理計画等との整合》	43

10. 集落の整備

《現況と問題点》	44
《その対策》	44
《事業計画》	44
《公共施設等総合管理計画等との整合》	44

11. 地域文化の振興等

《現況と問題点》	45
《その対策》	45
《事業計画》	46
《公共施設等総合管理計画等との整合》	46

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

《現況と問題点》	47
《その対策》	47

《事業計画》	47
《公共施設等総合管理計画等との整合》	47

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

《現況と問題点》	48
《その対策》	48
《事業計画》	48
《公共施設等総合管理計画等との整合》	48

添付資料

特別事業計画.....	49
-------------	----

1. 基本的な事項

(1)町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的条件

[自然的条件]

本町は高知県東部に位置し、県都高知市から車で約1時間10分、50kmの距離にあって、東西約4.2km、南北約12.5kmと細長い形をしており、総面積52.36km²で、三方を四国山脈から分岐する急峻な山岳に囲まれ、南部の山裾は海岸段丘を形成して太平洋に没しています。

本町の地形は、約8割が森林で、町の中央部を南北に安田川が貫流し、その下流部流域に東島、西島、安田及び東谷川流域に唐浜の小平野が広がっています。

気候状況は、年間平均気温は17°C前後と温暖であり、年間降雨量は2,000mm程度で降雪はほとんどみられず、南部は無霜地帯に等しく、夏から秋にかけて、しばしば台風に見舞われています。

[歴史的条件]

町の歴史は、遠く大和時代(2,500～2,600年前)から人々の居住が認められており、大化の改新によって、行政区画が安芸郡8区画のうち安田(也須田)里(郷)として馬路村をも含めていましたが、その後藩政時代に馬路郷、中山郷(11箇村)、安田郷(4箇村)に分けられました。

明治維新を経て、明治22年4月の市町村制施行に伴い、安田郷4箇村が安田村に、中山郷11箇村が中山村になり、大正14年2月に安田村が町制を敷き、昭和18年に安田町と中山村が合併して現在に至っています。

現在の行政区画は、旧15箇村を大字とし、その後開拓事業により2大字を設定して17区画となっています。

[社会的条件]

町の人口は、昭和25年をピークに年々減少し、昭和50年まで著しい減少を示しましたが、その後昭和60年まで一部Uターン現象により減少率は低下していました。しかし、近年は出生率の著しい低下や、若年者の流出等により、減少率が増加傾向にあり、65歳以上の高齢者の増加率も高く、少子高齢化が一段と進行している状況にあります。

交通は、海岸に沿って国道55号が東西に走り、主要地方道安田東洋線が南北に縦貫しており、この2つの動脈を中心に町道が全域を網羅しています。また、平成14年7月に開通した「ごめん・なはり線」は、通勤・通学客を始め、県東部への観光など交流人口の拡大が図られるとともに、地域の公共交通として定着しています。

国、県の施設としては、安芸警察署安田駐在所があるのみで、核となる施設は皆無の状態にあります。

[経済的条件]

本町の産業形態は、温暖な気候風土から発祥した施設園芸を主体とする農業、土佐湾を背景とした定置網、一本釣り等の沿岸漁業などの第1次産業と、安田川の伏流水を活用した醸造業等の

第2次産業が主要を占め、これを背景に小規模な商店、建設業、運送業等の第3次産業で構成されています。

これらの就業者数は、人口の動向にあわせ年々減少し、昭和35年国勢調査時の3, 104人から平成2年 2, 186人、平成12年 1, 863人、平成22年1, 411人、平成27年 1, 332人、令和2年1, 238人と減少を続けています。令和2年における産業別就業者数及び構成率は、第1次産業450人(36. 3%)、第2次産業140人(11. 3%)、第3次産業634人(29. 4%)の状況となっています。

町は、これまで産業基盤の整備を中心に、各種産業振興施策を講じてきましたが、第1次産業を担う農業は、平野部では主に施設園芸野菜の栽培等集約型農業経営を、中山間地では柚子や自然薯、花きの栽培を行っていますが、農産物価格の低迷、原油価格や資材価格の高騰等により、本町の園芸農家を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

林業については、森林が町総面積の81%を占めていますが、農業との兼業が多く、経営規模が零細で、林業での経営が成り立たない状況にあります。

水産業については、遠洋漁業がなくなり、定置網や沿岸漁業による漁業経営のみとなる中で、漁獲量は平成25年の500トンから、令和5年には346トンまで落ち込んでいます。一方では、漁業資源の効果的な維持増殖を促進するため、年次的にイサキ稚魚などを放流し、つくり育てる漁業に取り組んでいます。

また、水産業を取り巻く情勢は、漁業資源の枯渇、漁業従事者の高齢化、後継者不足などによって、漁業環境の改善には課題も多く、停滞傾向にあります。加えて、漁獲制限水域の設定等による漁獲量の減少、輸入による価格の低迷等、漁業経営はますます厳しい状況にあります。

第2次産業については、醸造業をはじめ製材業、加工食品などを中心に発展し、令和6年経済構造実態調査(標本調査)によると、事業所数3ヶ所、従業者数101人、製造品出荷額等約17億円となっており、令和元年工業統計調査(全数調査)と比べ、出荷額等で約10%の減額となっています。また、工業の集積としては小規模ですが、その中では醸造業の占める割合が高くなっています。

製材業における情勢は、優良天然木の枯渇、外国産材や新建材の進出に加えて、建築様式の多様化や生活様式の変化による木造建築の減少に伴う木材需要の低迷などにより休廃業を余儀なくされています。

第3次産業については、商業は町内を主な商圈として発展してきましたが、近年、経営者の高齢化や後継者不足、また、高知市を中心とする商業圏への大型店や量販店の進出に伴う消費者の流出や消費者ニーズの多様化等に対応しきれず、商業環境は厳しい状況にあります。令和3年経済センサス活動調査によると、小売店数17店、従業者数53人となっており、平成19年と対比すると、各項目とも大きく減少しています。また、町内には大型量販店等がないため、多くの購買力が町外に流出しているのが現状です。

イ 過疎の状況

町の人口は昭和25年国勢調査の6, 933人をピークに、年々減少の一途をたどり、令和2年国勢調査では2, 370人(減少率65. 8%)と著しい減少を示しています。この間、昭和50年から60年において、減少率が鈍化する傾向にありましたが、近年また減少率が増加傾向にあり、人口の減少に歯止めのかからない状況にあります。年齢階層別では、若年者人口の減少が著しい一方で高

齢者人口は増加し、高齢社会が一段と進行しています。

町では、産業振興をはじめ、交通通信体系、生活環境の改善、教育文化施設等の整備を進め、過疎地域自立促進施策を講じてきましたが、過疎を解消するには至らず、今後、さらなる対応が必要となっています。

ウ 社会経済的発展の方向

本町の経済は、基幹産業である第1次産業の長引く低迷不振など、経済的条件で前述したように、一段と厳しい状況下にあります。

町では、低迷する地域経済の活性化を図るため、第1次産業の基盤整備を中心に、その振興施策を進めてきています。

また、平成21年度には就労の場の確保及び農産物の販路拡大や営農意欲の向上対策を図るため、総合交流拠点施設「輝るぼーと安田」を建設しました。一方では、工業団地の造成、公営企業等の誘致や観光レクリエーション施設整備等を行ってきましたが、さらに、雇用機会の拡大、特に若者が魅力を感じる職場を確保していくことが本町の地域経済振興のために重要です。

今後、引き続き高知県等の関係計画を踏まえ既存産業の振興を図るとともに、企業誘致による、就業の場の確保を図るため、産業施策をより一層進め、地域経済の振興発展を促進します。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

本町の人口は昭和25年国勢調査の6,933人をピークに年々減少し、昭和40年5,481人、昭和45年5,031人、昭和50年4,563人と著しい減少を示しましたが、その後Uターン現象も見られ、昭和55年4,428人、昭和60年4,306人と減少が鈍化する傾向にありました。しかし、平成2年4,055人、平成7年3,826人、平成12年3,535人、平成17年3,297人、平成22年2,970人、平成27年2,631人、令和2年2,370人と、その減少率は年々拡大する傾向にあります。特に中山間地域では高い減少率を示しており、このまま推移すれば集落の存続自体が危ぶまれる地域もあります。

年齢別人口における年少人口(0~14歳)は、生産年齢人口(15~64歳)の流出と出生率の低下により、昭和45年に1,084人であったものが、令和2年には210人と5分の1以下に減少し、総人口に対する構成率は8.9%にまで低下しています。

生産年齢人口(15~64歳)の構成率は、総人口の減少から平成2年までは、65%程度で推移し、横ばい状態にありましたが、令和2年には45.3%と大きく減少しています。これは、高齢者比率が平成2年の20.9%から令和2年には45.8%と高くなつたことによるものです。

一方、高齢者人口(65歳以上)は、総人口の減少にもかかわらず、平均寿命の伸び等により年々増加しており、昭和55年に704人であったものが令和2年には1,081人(増加率53.5%)と急増し、総人口に対する構成比45.8%は、約2.2人に1人が高齢者という構成になっています。

こうした傾向は今後も続くことが予想されますが、一段と高齢社会が進行するなかで、産業の振興とあわせて、就労の場の確保、住環境の整備等の施策を展開し、若者の移住・定住を促進することにより、人口の減少を鈍化させる必要があります。

イ 産業

本町の就業者人口は、昭和35年国勢調査時に3,104人であったものが、令和2年では1,238

人(減少率60.1%)となっています。

産業別就業人口は、農業を主体とする第1次産業が、他市町村への流出や兼業化の進行等により就業者数が年々減少し、昭和35年に2,100人であったものが令和2年には450人(減少率は78.6%)となっています。

第2次産業では、昭和35年以降、比率、人口とも昭和55年まで増加傾向にありましたが、昭和60年には減少に転じ、その後はほぼ横ばいの状況で推移し、平成7年以降は減少して令和2年の就業者数は140人となっています。

第3次産業においては、昭和50年から55年にかけて120人余り増加し、平成2年までほぼ横ばい、その後は微減を続けて令和2年には634人となっています。

また、第1次産業を担う農業は、従事者の高齢化、産地間競争の激化、農産物の輸入、景気低迷の影響から農業収入は減収が続いている。

水産業については、漁業資源の効果的な維持増殖を促進するため、年次的にイサキの稚魚などを放流し、つくり育てる漁業に取り組んでいます。しかしながら、漁業従事者の高齢化と後継者不足などにより停滞傾向にあります。

第2次産業については、製材業や醸造業などの製造品出荷額等は、令和6年が約17億円であり、醸造業は、消費者嗜好の多様化等により伸び悩み、また、製材業については、優良天然木の枯渇、外国産材や新建材の普及等により需要が伸びず、壊滅的な状況にあります。

第3次産業については、令和3年経済センサス活動調査によると、小売店数17店、従業者数53人となっており、平成28年と対比すると、両項目とも大きく減少しています。また、町内には大型量販店等がないため、多くの購買力が町外に流出しているのが現状です。

以上のことから、第1次産業は就業者数が減少傾向にあるものの、基盤整備や先進技術の導入、環境保全型農業の推進による生産意欲と生産性の向上を進めていくことで、今後の就業者、生産額については現状もしくは微減程度で推移していくと考えられます。第2次産業については、企業誘致や各種支援策を積極的に推進することによって就業者、生産額ともに減少に歯止めをかける必要があります。また、第3次産業についても、起業や事業承継の推進等により店舗数、従業者数ともに減少に歯止めをかける必要があります。

総じて本町の産業は縮小傾向にあるものの、今後、企業誘致と併せ新たな団地造成や既存施設の有効活用を一層図るとともに、起業・事業承継の推進や産業人材の確保に取り組み、地域産業の活性化を推進することで、就業者及び生産額とも維持することができるものと見込んでいます。

表1－1（1） 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 6,141	人 4,563	% △25.7	人 4,055	% △11.1	人 3,297	% △18.7	人 2,631	% △20.2	人 2,370	% △9.9	
0歳～14歳	1,883	915	△51.4	569	△37.8	365	△35.9	203	△44.4	210	3.4	
15歳～64歳	3,728	2,974	△20.2	2,640	△11.2	1,772	△32.9	1,277	△27.9	1,069	△16.3	
うち 15歳～ 29歳(a)	1,315	765	△41.8	581	△24.1	346	△40.4	224	△35.3	175	△21.8	
65歳以上 (b)	530	674	27.2	846	25.5	1,160	27.1	1,151	△0.8	1,081	△6.1	
(a)/ 総数 若年者比率	% 21.4	% 16.8	—	% 14.3	—	% 10.5	—	% 8.5	—	% 7.4	—	
(b)/ 総数 高齢者比率	% 8.6	% 14.8	—	% 20.9	—	% 35.2	—	% 43.7	—	% 45.6	—	

表1－1（2） 人口の見通し

令和2年3月に策定した町人口ビジョンでは、合計特殊出生率が段階的に上昇し、転入促進による社会増を図ることができれば、人口は長期的に減少傾向ながらも、2060年には人口1,500人程度を確保し、社会経済的に自立した町として存続していく見通しを立てています。

単位：人	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
総人口	2,631	2,428	2,252	2,086	1,942	1,817	1,715	1,630	1,565	1,525
0～14歳	203	198	208	189	186	202	223	240	246	250
15～64歳	1,277	1,105	960	869	819	755	727	734	752	758
65歳以上	1,151	1,125	1,084	1,028	937	860	765	656	567	517
構成比										
0～14歳	7.7	8.2	9.2	9.1	9.6	11.1	13.0	14.7	15.7	16.4
15～64歳	48.5	45.5	42.6	41.7	42.2	41.6	42.4	45.0	48.1	49.7
65歳以上	43.7	46.3	48.1	49.3	48.2	47.3	44.6	40.2	36.2	33.9

（3）行財政の状況

ア. 行政の状況

地方創生時代への移行に伴い、地域としての存在価値を高め、魅力的で個性豊かなまちづくりを進めいくためには、町民と行政が協働してまちづくりを進めていくことが求められており、基礎的自治体としての町の役割は、ますます重要となっています。

一方で、国の行財政改革や近年の厳しい社会経済状況下では、町一般財源の確保はますます困難となることが見込まれており、多様な行政需要に応えるためには、行政課題の優先順位を明確にし、歳入にあわせた合理的で計画的な行政運営を行う必要があります。

また、共通する目的達成と課題解決に向けて、町単独の対応では限界もあることから、中芸広域連合を中心に、地域振興、消防、保健、福祉、介護、衛生、さらに事務処理システムの共同化や自

治体 DX の推進など、様々な分野にわたる広域行政の重要性が一層高まると考えられます。

こうした状況にあって、これまで以上に、仕事のあり方を根本から見直し、職員の政策形成能力の向上と企業的経営感覚の醸成を図るとともに、地方創生を進めるため、地域での支えあいの仕組みづくりなど、その体制整備が必要となっています。

このため、地域住民の行政への広範な参画を求め、行政と住民との対話と協働による地域づくりに努め、開かれた公正で透明性の高い町政の推進を図るとともに、将来を見据えた財政の健全性確保のため、行政改革大綱の下、社会経済環境の変化に機敏に、かつ適切に対応した取り組みを進める等、簡素で効率的な町行政の実現が求められています。

イ. 財政の状況

本町においては、過年来、積極的に生活環境や産業基盤の整備充実に努めてきた結果、町債残高は年々增高の一途をたどってきましたが、年々拡大する歳入不足に対応するため、行政改革大綱に従って経常経費の節減と事業の効率化、重点化を進めてきた結果、平成22年度以降、町債残高は着実に減少し続けてきました。

しかしながら、平成25年度以降に進めてきた積極的な社会基盤整備、また、平成28年度から取り組んだ新庁舎建設などにより、再び町債残高が増加に転じていることから、今後においては、構造的な財政環境の厳しさに加え、国政の状況や社会経済情勢のもとで、新たな行政需要に的確に対応し、財源の確保や長期債務残高の縮減、喫緊の行政課題に対応した各種基金の有効活用などに配慮した、事業量の重点化やスクラップ・アンド・ビルトを行い、長期的な視野に立った財政基盤を確立するとともに、引き続き堅実な行財政運営を行う必要があります。

表 1－2 (1) 町財政の状況

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	2,916,283	3,497,940	4,539,645
一般財源	1,787,930	1,684,761	1,711,015
国庫支出金	476,559	455,322	768,993
都道府県支出金	184,796	296,387	228,564
地方債	229,700	522,400	979,002
うち過疎債	86,300	186,300	201,033
その他	237,298	539,070	672,071
歳出総額 B	2,639,639	3,364,858	4,432,396
義務的経費	980,860	790,714	980,527
投資的経費	448,337	1,267,593	1,694,384
うち普通建設事業	440,569	1,060,156	1,637,802
その他	1,210,442	1,306,551	1,757,485
過疎対策事業費	357,279	285,065	328,318
歳入歳出差引額 C(A-B)	276,644	133,082	107,249
翌年度へ繰り越すべき財源 D	174,540	71,748	60,652

実質収支 C-D	102,104	61,334	46,597
財政力指数	0.15	0.15	0.16
公債費負担比率	18.8	13.3	15.5
実質公債費比率	17.8	4.2	6.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	80.6	80.4	96.4
将来負担比率	△74.7	△124.2	3.3
地方債現在高	3,260,012	3,243,599	4,407,851

表1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率(%)	25.4	32.9	36.0	37.1	55.3
舗装率(%)	81.9	91.1	92.4	92.9	95.3
農道					
延長(m)				34,454	35,182
耕地1ha 当たり農道延長(m)	133.7	74.8	79.2	—	—
林道					
延長(m)				21,838	21,340
林野1ha 当たり林道延長(m)	7.9	6.2	8.4	—	—
水道普及率(%)	90.1	99.5	99.8	99.8	99.8
水洗化率 (%)	7.25	10.04	26.2	24.9	35.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	9.5	7.3	6.0	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、昭和45年に過疎地域の指定を受けて以来、産業基盤、厚生施設、道路交通・情報通信施設、教育文化施設の整備など種々の施策を講じ、また、自然を活用した体験型観光施設の整備や企業誘致を促進するための工業団地の造成、公営企業の誘致等、町勢浮揚のための施策を着実に展開してきました。

しかしながら、地域産業の長期にわたる低迷、若年者の流出、少子高齢化社会の進行のほか、南海トラフ地震等の大規模自然災害への対応等、本町を取り巻く社会情勢は依然として厳しい状況下にあり、地域の持続的発展を図るためにには、これらの施策をさらに効果的に展開していく必要があります。

今後は、「安田町総合振興計画」の基本理念に則り、令和7年3月に策定した「安田町総合振興計画後期基本計画」及び「第3期安田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組方針等と連動した施策の展開を図りながら、人口減少と少子高齢化への対応、地域経済の再生、行財政運営の改善という命題を念頭に置き、整備した基盤をさらに活かし、また、“清流安田川”に代表される自然、文化、産業、地域資源にさらに磨きをかけながら、時代の一歩先を見据えた仕組みと体制を構築し、新しい安田の魅力を創造していきます。

安田町では、総合振興計画の将来像「共に生き 未来につなぐ 安田町」を実現するために、重視する4つの価値と、まちづくりに当たっての基本的な考え方として、5つの政策を設定しています。

《実現したい4つの価値》

◆学び続けられる「やすだスタディ」



- これからの中10年は、社会環境がこれまで以上に大きく『変化』すると考えられます。その『変化』を受け入れ、『変化』に対応するためには、『人』の成長が重要となります。
- 子どもからお年寄りまで、あらゆるライフステージで『学び』を深め続けることができるまちを目指します。

◆普通に暮らせる「やすだライフ」



- これまで、快適な生活環境を実現するために様々なインフラや制度が整備されてきました。これらは、すべて住民の『共有財産』です。
- これからは、これらの『共有財産』が持つ各々の機能を十分発揮させ、有効に活用し続けることで、住民一人ひとりが思い描く『普通の暮らし』ができるまちを目指します。

◆誇りを持てる「やすだプライド」



- 普段の生活の中で、私たちは周りの自然から様々な恩恵を受けています。一方で、自然は、放置したままにすると、その自然力が弱まってしまいます。人が手助けをすることで自然力が維持されます。
- 自然以外にも、歴史や文化等様々な『恩恵』を受けていることがあります。その『恩恵』を維持するために『貢献』をすることで『誇り』が生まれます。町からの様々な恩恵に対し、住民一人ひとりができる『貢献』を果たすことで『誇り』をもてるまちを目指します。

◆自ら治める「やすだルール」



- これまで、『住民のニーズ』に応えるため、行政は様々なサービスを提供してきました。また、公平性という観点から一律のサービスの提供を目指していました。
- 一方で、職員数が減少していくこの時代においては、職員と住民が協働し、必要なときに必要なサービスを提供していくことが重要です。
- これまで行ってきた行政サービスを、『住民ができること』と『行政がやるべきこと』に分け、『住民ができること』は地域で合意すれば、地域で必要とする範囲で可能なレベルで、自ら行う方向を目指します。また、地域として新たに必要とするサービスを自ら考え、自ら実行できるまちを目指します。

《5つの政策》

◆政策1 社会基盤・環境

町の骨格を形作る政策です。普通の暮らしを維持していく基盤整備とともに、地球環境の保全や、清流安田川の環境保全に資するための具体的な取組です。

◆政策2 産業振興

住民の就業の場や就業議会を確保し、起業を推進する政策です。一人ひとりが産業に「貢献」することで、「誇り」を育み、その「誇り」を「ブランド」としていく取組です。

◆政策3 安全・子育て・健康・福祉

みんなで支え合い、日々の暮らしを安定させるための政策です。自助・共助・公助の支え合いを広げる取組です。

◆政策4 教育・文化

一人ひとりの可能性を広げるための政策です。各々が自分の可能性を知り、広げるとともに、他の人の可能性を広げるための支援をする取組です。

◆政策5 協働・コミュニティ

安田町を持続可能な町にするための住民自治を確立するための政策です。住民自身でできること、行政がやるべきことを共有していく取組です。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標については、以下のとおり設定します。

	現状値	目標値 (令和12年度)
転入者数	60人 (令和5年度)	83人
0～4歳の子どもの数	30人 (令和6年度)	60人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、総合振興計画及び総合戦略と密接に関連していることから、一体的に進捗管理することとし、町執行部においてその進捗状況や達成状況の自己評価を行った後、やすだまちづくり協働委員会にその内容を報告・協議し、評価、改善等を行うこととします。

(7) 計画期間

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて、本町の過疎対策の持続的発展施策を示したものです。

本計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5ヵ年間とします。

なお、本計画に定められた施策を実現するため、年次的な事業の範囲を定め、社会情勢などの変化に応じて、毎年度調整しながら推進します。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、住民と共に将来のまちづくりを進めるという基本理念の下で、町の将来ビジョンを実現する第一歩となるものとして、公共施設等総合管理計画を策定しています。

また、公共施設やインフラはそれぞれの公共施設等ごとの管理ではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理していくものであり、このため、公共施設等に対する合理的な総合管理手法であるファシリティマネジメント(FM)の手法を導入しています。

FMとは、組織が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動であり、本町では以下の点を推進しています。

- ①全庁横断的な推進体制の確立
- ②総合的な計画立案と着実な進行管理
- ③最適状態を維持する不断の検証

公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、FMの考え方を導入して新しいまちづくりを目標に、健全で持続可能な地域づくりを目指していくこととしており、本計画に掲載されている全ての公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画に整合・適合したものとなっています。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

現在、町の人口は年々減少の一途をたどっており、この減少を抑制するためには、地域社会の担い手となる人材の育成や多様な人材を確保するための移住・定住の促進が重要となっています。

【現況と問題点】

- 町の人口は昭和25年国勢調査の6,933人をピークに、年々減少の一途をたどり、令和2年国勢調査では2,370人(減少率66%)と著しい減少を示しています。
- この人口減少に打ち勝つには、地域での経済活動を増加させる必要があります。その取り組みとして、担い手となる人材を育成することと並行して地域外からの人材を呼び込むことが重要です。
- こうした人材や移住希望者を受け入れるための住まいとして、居住可能な空き家や、民間及び公的賃貸住宅のストックを充実させていく必要があります。
- 同時に、子育て中の若年世帯向けの住環境を多面的に整備し、人口流出の抑制とU・Iターン者の獲得を図ることが求められています。
- また、近年地域外において特定の地域への継続的な関心と交流を通じ、様々な形で地域を応援する「関係人口」が増加しており、本町においても大学等と連携し関係人口の創出に向けた取り組みを行っていますが、さらなる関係人口の増加に向けて移住体験イベント等の取り組みの拡充を図っていく必要があります。

【その対策】

- 令和7年3月に策定した「安田町移住・定住促進計画」に基づき、人口の社会増を目的とした移住施策及び社会減の抑制のための定住促進施策に取り組みます。
- 高知県人口減少対策総合交付金等を活用し、県外で開催される移住相談会へ参加するとともに、町ホームページや県移住ホームページ、民間の移住希望者向けウェブサイト等を活用し、移住希望者へ町の魅力や各種支援情報を紹介することで、移住へと誘導を行います。また、お試し滞在施設等の利用促進やお試し滞在施設を利用した移住活動を行う者への交通費支援を行うことで、移住層に本町を知ってもらう機会の創出を図ります。
- 町内で新たに事業活動を行う者や新規分野での事業活動を行う者等を支援し、起業による移住者の獲得、産業の振興等を図ります。
- 令和7年4月に設立された特定地域づくり事業協同組合(うえるかむ安田協同組合)の運営を支援し、マルチワークによる安定的な雇用の場の創出及び地域産業の人材確保を進め、移住者の獲得、産業の振興を図ります。
- 空き家の所有者から町に対し、空き家活用の希望があった際には、空き家活用住宅として町が借り上げを行い、必要に応じて改修し、移住希望者等の賃貸住宅として活用をしていきます。
- U・Iターン希望者又は移住希望者に住居を提供しようとする者や、移住者自らが行う個人が所有する空き家の改修並びに空き家内の既存荷物の整理、運搬及び処分を支援することにより、本町への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図ります。
- 補助金を活用して改修した空き家等については、空き家バンクに登録し、移住希望者の居住可能

な住宅として紹介を行います。

- ・移住・定住を目的とした住居確保の取組を行った方に対して支援を行います。
- ・不動地区の高台に整備した分譲宅地周辺を宅地造成し、第2期分譲宅地や町営住宅などの整備計画を進めます。

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	空き家活用促進事業 (中間保有制度)	安田町	
		不動地区ほか造成整備	安田町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住促進事業 内容:高知県人口減少対策総合交付金等を活用し、地域外からの移住促進を進める 必要性・効果:本町への移住・定住を促進し、地域の活性化を図る	安田町	
		U・Iターン希望者住居改修事業 内容:U・Iターン希望者又は移住希望者に住居を提供しようとする者や、移住者自らが行う個人所有の空き家改修に関し、補助金を交付することで、地域外からの移住促進を進める 必要性・効果:本町への移住・定住を促進し、地域の活性化を図る	安田町	
		起業家等支援事業 内容:町内で新たに事業活動を行う者や新規分野での事業活動を行う者等に対し、補助金を交付する 必要性・効果:起業の促進による移住者獲得及び産業の振興等を図る	安田町	
		起業等・事業承継事業継続支援事業 内容:本町へ移住し起業等や事業承継を行う者に対して奨励金を支給する 必要性・効果:起業・事業承継の促進による移住者獲得及び産業の振興等を図る	安田町	
		特定地域づくり事業協同組合運営支援事業 内容:本町で特定地域づくり事業を行う特定地域づくり事業協同組合に対し運営支援を行う 必要性・効果:特定地域づくり事業の促進による移住者獲得及び産業人材の確保を図る	安田町	
		U・Iターン交通費支援事業 内容:町内で移住活動(就職にかかる見学・体験、空き家バンク登録物件の内覧等)を行うために必要な、移住希望者の居住地から町までの交通費の一部を支援する 必要性・効果:本町への移住・定住を促進し、地域の活性化を図る	安田町	
		移住・定住のための住居確保応援事業 内容:町内に居住するための住宅を新築する者、町内にある既存の住宅を取得(購入)する者、ま	安田町	

		た、町外から町内の民間アパート等へ引っ越しをする者に対し応援金を支給する。 必要性・効果：町内における住居確保支援に取り組むことで、若者や子育て世代の移住・定住につなげる。		
(5)その他		安田町地方創生移住支援事業補助金	安田町	

【公共施設等総合管理計画等との整合】

- 施設の状況を適切に把握し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。また、耐用年数を越えての利用は老朽状況や利活用状況などから総合的に判断し、施設利用の可否を判断します。
- 移住関係施設の入居率、稼働率を踏まえ、適正な規模での管理を行っていきます。

3. 産業の振興

過疎地域の持続的発展を図るうえで最大の課題である産業の活性化は、活力ある社会の創造、暮らしの安定、定住促進に直結する、まちづくりの『鍵』となります。

各産業の直面する課題を克服するためには、21世紀のキーワードである「食」「環境」「地域」を軸に、地域特性・地域資源を有効に活かした安田独自のビジネスの創造と人口の定住化及び交流人口の拡大を目指します。

【現況と問題点】

(1) 農業

- 本町は、蔬菜園芸発祥の地であり、野菜指定産地として国の指定を受けており、温暖な気候と恵まれた環境を生かし、ナス、ミョウガ、ピーマン、トマトを主とする施設園芸、オクラ等の露地野菜、水稻、山芋等にユズを取り入れた複合経営が営まれています。
- 本町の農用地面積は、329haで年々減少傾向にあります。また、利用形態としては田73.7%、畑12.5%、樹園地13.1%、採草放牧地0.7%です。
- 2020年農林業センサスによると、経営耕地面積が1ha未満の農家が大半を占めており、農業従事者の高齢化、後継者不足等により農家数が減少し、中山間地域を中心に遊休農地が増加しており、産地が求める人材を明らかにした「産地提案書」により、積極的な担い手確保対策を推進する必要があります。
- 近年、施設園芸については国内競合産地の台頭、年々増加する外国産輸入野菜に加えて、農産物価格の低迷、原油価格や資材価格の高騰等、本町の園芸農家を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いているが、高知県が推進するNext次世代型こうち新施設園芸システムの導入による高品質・高収量化による所得向上を図り、所得向上を支援していく必要があります。
- このため、基盤整備、園芸用ハウス整備事業の活用、農地の集積等による高度利用、先進技術の導入、農作業の省力化などを推進して、農業の生産性を高めるとともに、担い手農家の規模拡大のための農地の流動化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を確立する必要があります。
- また、環境保全型農業など環境にやさしい農業をめざし、地域の特性を活かした農業として普及・拡大を進め、安全・安心な農産物として品質の向上や収量拡大につなげていく必要があります。
- さらに、環境負荷低減や農業生産資源の循環利用を図り、強い産地づくりを進めため、農業残渣等の未活用資源をバイオマスエネルギーへ転換する取り組みを推進する必要があります。

(2) 林業

- 本町の林業は、立地的に恵まれた位置にありながら、過疎化の進行や後継者不足などにより、経営規模は極めて零細な状況です。
- 民有林面積は、3,956ha(令和5年)で、国有林を含めると町の総面積の81%を森林が占めています。

- ・スギ、ヒノキを中心とした人工林率は約59%となっており、優良な人工林が形成されていますが、35年生以下の若齢林も多く、保育管理を適切に行う必要があります。また、基幹的な役割を果たす林道は令和5年4月現在21.4km整備されています。
- ・本町の林家をめぐる情勢は、森林所有者のほとんどが農林業の複合経営であり、森林は単に資産として所有する傾向が強いため、企業化が図れず、生産性と活用度は極めて低い状況にあります。
- ・高知県では平成15年度から「森林環境税」を導入し、それを基金として森林を保全する事業に活用しています。本町でもこの基金などを活用し、ボランティア団体の育成と、間伐体験を通じて森林保全に関心をもってもらうよう、環境先進企業や森林整備公社及び高知東部森林組合との「協働の森づくり事業」に取り組んでいます。
- ・森林施業にあたっては、地形・人工林の成長の具合、道路からの距離と森林所有者の意向をもとに森林の持つ機能が効果的に発揮されるように、最も期待される役割、働きにより森林を用途分化し、それぞれの目的に応じた森林整備や管理の体制をつくり、林業の持続的、健全な発展をめざし、生産基盤整備による林業構造の改善、林道整備をはじめ間伐、造林、保育等、森林整備が必要となっています。
- ・森林整備を担う森林組合は、平成21年4月に安芸・安田・北川森林組合が合併して「高知東部森林組合」が設立されました。今後は、森林組合や関係機関と連携し、森林に対して、木材生産のほか国土の保全や水源かん養といった機能に加えて、地球温暖化の防止等の多面的な機能の発揮が求められるようになり、単なる森林整備に限らず、間伐材の有効利用（バイオマス等）を促進する必要があります。

(3)畜産業

- ・本町は土佐褐毛牛（土佐あか牛）発祥の地で、肉用牛の飼育農家は野菜等との複合経営ですが、飼育頭数では県内でもトップクラスにあります。一方、乳用牛の飼育農家は飼育頭数が少ない状態で推移しており、新規参入となると多大な設備投資が必要で容易に参入できない状況であり、経営の安定化に向けて引き続き取り組む必要があります。
- ・家畜保健衛生所と連携を密にし、家畜伝染病予防（口蹄疫、BSEなど）や飼養・経営管理技術、粗飼料生産技術等の指導を行っています。
- ・環境保全と土づくりの観点から、家畜排せつ物の適正処理及び家畜ふん堆肥の利用を促進する必要があります。

(4)水産業

- ・本町の水産業は遠洋漁業がなくなり、沿岸漁業のみとなりました。令和5年の漁獲量は約346トンとなっており、漁獲量は大型定置網によるものです。
- ・2023年漁業センサスによる本町の漁業経営体数は5で、同就業者数は11人となっています。
- ・水産業を取り巻く情勢は、漁業資源の枯渇、漁業従事者の高齢化、後継者不足のほか、近年は、漁獲量の減少や魚価の低迷が経営を圧迫するなど、漁業環境の改善には課題が多く、長く停滞傾向にあります。
- ・漁業資源の効果的な維持増殖を促進するため、年次的にイサキの稚魚などを放流し、つくり育てる漁業に取り組んでいます。
- ・漁業協同組合は、平成20年度に県内25漁協が合併し、漁業経営の安定化に取り組

んでいます。

また、安田川は、日本一の鮎の棲む清流として、名声を博しています。このため、鮎資源の維持増殖を図るとともに、今後は、安田川自然再生計画(近自然工法等)を進め、清流と鮎と景観を生かした河川公園、キャンプ場などを自然と親しめる交流の場として、さらに活用していくことが必要となっています。

(5)商業

- ・ 本町の商業は町内を主な商圏として発展してきましたが、近年、経営者の高齢化や後継者不足、また、高知市を中心とする商業圏への大型店や量販店の進出に伴う消費者の流出や消費者ニーズの多様化等に対応しきれず、商業環境は厳しい状況が続いています。
- ・ 令和3年経済センサス活動調査によると、小売店数17店、従業者数53人となっており、平成28年と対比すると、両項目とも大きく減少しています。また、町内には大型量販店等がないため、多くの購買力が町外に流出しているのが現状です。
- ・ また、1店舗当たりの従業員数は、平均3.1人であり、家族経営を主体とする小規模店が主で、高齢化による後継者不足などに直面しています。
- ・ 町内における購買力については、人口減少による購買規模の縮小、消費者の高齢化などにより停滞しています。
- ・ こうした一方で、「輝るぼーと安田」「味工房じねん」を拠点として、観光資源や交流人口拡大事業と連携した、魅力ある商業環境の活性化が期待されています。
- ・ 旧保育所を改修して設置したシェアオフィスは、新たなビジネスの展開の場所やサテライトオフィスとして利用されており、観光業等と連携するなど、産業の振興に寄与するものとなっています。

(6)工業

- ・ 本町の工業は、醸造業をはじめ製材業、加工食品などを中心に発展し、令和6年経済構造実態調査(標本調査)によると、事業所数3ヶ所、従業者数101人、製造品出荷額等約17億円となっており、令和元年工業統計調査(全数調査)と比べ、出荷額などで約10%の減額となっています。また、工業の集積としては小規模ですが、その中では醸造業の占める割合が高くなっています。
- ・ 製材業における情勢は、優良天然木の枯渇、外国産材や新建材の進出に加えて、建築様式の多様化や生活様式の変化による木造建築の減少に伴う木材需要の低迷などにより休廃業を余儀なくされています。
- ・ 一方、労働力の確保については、従事者の高齢化などから若年労働力の確保を図る必要がありますが、生産年齢人口の減少や人口流出などにより困難な状況となっています。

(7)観光・レクリエーション

- ・ 本町の観光レクリエーション資源は、魚梁瀬県立自然公園、四国霊場27番札所神峯寺、鮎釣りで有名な安田川をはじめとした従来の観光資源に加え、県下でも珍しい和洋

折衷造りの旧柏原邸・旧市川医院を再整備した「安田まちなみ交流館 和」や総合交流拠点施設「輝るぼーと安田」などがあります。なかでも「輝るぼーと安田」は、地元の野菜などの販売を行う「地場産品販売センター」と、地域の食材を活かした料理を提供する「地域食材提供施設」を併設する複合施設として整備されており、近接する「地産外商促進センター」とあわせ、交流人口の拡大や観光情報の発信施設として大いに期待されています。

- ・ 近年の生活水準の向上や余暇時間の増加により観光レクリエーション需要は増加し、「観る観光」から「体験する観光」へ変化してきており、これらのニーズに応えられる地域資源を掘り起こすとともに、その資源を活用できる観光の基盤づくりが求められています。
- ・ ごめん・なはり線の開通に伴い、高知県東部を訪れる観光客が増加する中で、東部地域6市町村の住民グループのネットワーク組織「高知東海岸町並みネットワーク会議」が「土佐の町家雛まつり」を開催し、開催期間中は国の登録有形文化財に指定された古民家等に、代々受け継がれてきた雛人形を飾り、訪れる観光客の目を楽しませています。
- ・ 国の重要文化財に指定された旧魚梁瀬森林鉄道の遺構を活用し、観光客の増加に努めています。また、平成29年には中芸5町村の歴史文化のストーリー「森林鉄道から日本一のゆずロードへ—ゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化—」が日本遺産に認定されたことを受け、今後さらに中芸地域及び日本遺産の魅力を発信していく事業の推進が必要となっています。
- ・ 観光客・交流人口のさらなる拡大を図るために、町の観光振興施策はもちろんのこと、住民グループ等とも連携した既存の観光資源の磨き上げなど、新たな観光資源の開発に取り組む必要があります。また、一般社団法人 高知県東部観光協議会の取り組みとして教育旅行の誘致を進めるなど、広域的な観光商品の造成を急ぐとともに、受け入れ体制の整備充実が重要となっています。
- ・ 令和3年に新たにドッグフリーサイトやツリーハウスを新設し、リニューアルオープンした安田川アユおどる清流キャンプ場について、引き続き、指定管理者と連携し、本町への誘客及び交流人口の増加を図っていく必要があります。

【その対策】

(1) 農業

- ・ 生産性の向上を図り、近代的な農業経営を推進していくため、ほ場整備、農道整備、用排水路の改良を進めるほか、県営事業の活用等による生産基盤の整備を促進します。
- ・ また、中山間地域においては、立地特性を活かした農業経営の推進を図り、自然薯や花き、ユズ等の栽培にグループで取り組み、地域素材を活かした特産品開発を進めるとともに、中山間地域等直接支払制度等の活用により、集落ぐるみの農業活動や地域活動を支援します。
- ・ 農業者の育成及び確保のため、活力と魅力ある産地づくりを進めるとともに、園芸用ハウス整備事業の推進、地域農業の組織化による作業受委託組織等の活動や技術研修、新規就農者の確保・育成及び就農後のフォローアップ等を進めます。
- ・ 生産基盤の整備、農地の高度利用、先進技術の積極導入、大型機械の共同利用、作業の受委託等を推進し、地域に応じた作物（ナス、ミョウガ、ピーマン、トマト、シットウ、

アスパラ、オクラ、ユズ、マンゴー、水稻など)の生産振興や、新規作物の導入による新たな地域の特産物の拡大に努めます。

- ・ 環境制御技術の導入推進を図るほか、有機農業など、環境にやさしい農業を推進し、地域の特性を活かした農業として普及・拡大に努め、生産者団体との連携のもとに、安全安心な農産物販売拡大につなげていきます。
- ・ 農業所得の向上と農村コミュニティの活力を高めるため、既存の特産品加工販売施設等を活用し、農産物の加工や商品開発を進めます。
- ・ 豊かな自然環境を活かして、伝統文化や生活環境、農業生産の場など多様な農村資源を活用し、インバウンドも含め都市と農村の交流を推進します。
- ・ 意欲ある担い手への遊休農地の貸付を推進し、町内の各種団体に対し遊休農地を活用した農産物の栽培、地場産品販売施設への出品を図り、住民の生きがいづくりに努めます。

(2) 林業

- ・ 森林施業にあたっては、森林の持てる機能が効果的に發揮されるように森林を用途区分化し、それぞれの目的に応じた森林整備や管理の体制をつくり、林業の持続的、健全な発展をめざし、その推進に努めます。
- ・ 森林組合等の行う間伐、保育等を計画的に推進するため、自然環境の保全に留意しながら、県道、町道などと一体性をもった林道・作業道の開設、改良等、計画的な整備促進に努めます。
- ・ 森林資源の維持・拡大を図るため、森林施業の集約化を推進し、森林の高度利用を図るとともに、効率的な保育、間伐等の取り組みを助長し、森林基盤の整備を図り、優良林地の保全・保護に努めます。
- ・ 長伐期施業森林を促進し、中長期的な森林整備に努めます。
- ・ 県の森林環境税を活用した森林整備を検討します。
- ・ 森林環境譲与税を活用し、森林所有者への意向調査を行い、その結果に基づく森林整備に取り組みます。
- ・ 協働の森づくり事業に取り組み、計画的な森林施業による公益的機能の維持増進に努めます。
- ・ 林内路網等整備拡充を図り、林地残材のバイオマス資源としてのペレット化等を検討し、林家所得向上や環境負荷低減等に取り組みます。
- ・ 森林資源を都市と山村の人々の交流・ふれあい、スポーツ、レクリエーション、青少年の体験学習あるいは長期滞在の場として多目的な活用の促進に努めます。

(3) 畜産業

- ・ 肉用牛の繁殖経営については、意欲的な農家の規模拡大を進め、発達するIOT技術による省力化の推進や、高能力繁殖牛の増頭を助長します。
- ・ 関係機関との連携のもとに、増体量、肉質や美味しさ等、土佐和牛の特徴を生かした肥育技術を普及し、肥育期間の短縮によって経済的な肥育を推進し、農家所得の向上に努めます。

- ・ 乳用牛については、後継者の育成と牛群検定を推進し、個体の能力把握に基づく選抜、淘汰を行うとともに、県の改良目標に沿った雌牛群の能力向上を進めます。
- ・ 環境保全と土づくりの観点から、家畜ふん堆肥の利用を促進するため、耕種農家との連携や、効率的な処理施設による低コスト処理のため、新技術の検討、普及により良質な堆肥の供給に努めます。

(4) 水産業

- ・ 生産性の向上を図るため、中層式人工魚礁の設置や、稚魚の放流事業などつくり育てる漁業を推進するほか、各種補助事業等の活用により、漁村環境の改善を進めます。
- ・ (一社)高知県漁業就業支援センターと連携を図り、担い手の確保・育成に取り組みます。
- ・ 水産資源を活用した加工品の開発や鮮度の高い付加価値商品の販売促進に取り組み、販路の拡大と魚価の向上による漁家所得の安定を図るため漁協や漁業従事者を支援します。
- ・ 漁協と協働し、荷捌所内設備や冷海水供給装置、給油施設等水産業機能施設の管理・整備に努めます。
- ・ 安田川における清流保全、鮎資源の維持増殖のための放流事業等を推進するとともに、清流と鮎を活かした河川整備や、キャンプ場等の既存施設の利活用を進めます。

(5) 商業

- ・ 一次産品として出荷するのみであったものから、地域で加工を施し高付加価値化を図り販売する、1. 5次産業を推進します。
- ・ 地場産品販売センターや地産外商促進センターを中心に地域資源を活かした商品開発に取り組み、町を代表する特産品の開発を推進します。
- ・ 「輝るぼーと安田」、「鮎の里ゆうすい」、「味工房じねん」等を拠点とした地域商業の活性化に取り組みます。
- ・ インターネットを利用した商品販売に取り組むことにより、県外市場への販路の拡大を図り、地産地消から地産外商へと情勢に合った商業活動に取り組みます。また、ふるさと納税の返礼品として、自然豊かな本町の魅力を発信する商品開発を促進することにより、地域商業の活性化を図ります。
- ・ 多様化する消費者ニーズに対応する商品の提供を進めるとともに、個性化、専門店化、店舗の共同化、協業化を推進します。
- ・ 中芸地区商工会の指導のもとに経営者、従業員を対象とする幅広い研修事業を実施し、資質の向上と商業後継者の育成に努めます。
- ・ 中芸地区商工会等と連携し、町内の中小企業等の円滑な事業承継及び後継者等の中核人材の確保を進めます。

(6) 工業

- ・ 中芸地区商工会を核として、企業経営研究会等の開催や経営情報を提供するとともに、企業診断、経営指導などを促進し、地場企業の近代化を図ります。
- ・ 企業誘致については、誘致活動に積極的に取り組むとともに、新たな団地造成の検討

を進めます。

(7) 観光・レクリエーション

- ・ 旧魚梁瀬森林鉄道遺構の周辺整備及び日本遺産に関する情報を一元的に集約して発信等するほか、観光客が立ち寄るためのビジターセンター整備について、具体的な場所や施設についての検討を進めます。
- ・ 日本遺産を巡る体験型ツアーの開催や中芸地域の魅力ある体験プログラムを実施する等、中芸地域への誘客及び交流人口の拡大を図ります。体験型ツアーにおいては、中芸地域の各観光施設等とも連携することで、中芸の魅力発信を行っていきます。
- ・ 旧柏原邸・旧市川医院を拠点とし、町の中心地に点在する国の登録有形文化財等をめぐる街あるきルートの設定を行い、ボランティアガイドの養成に努めます。
- ・ 一般社団法人高知県東部観光協議会と連携・協力し、教育旅行等の誘致を推進し、不足する宿泊施設に対応するため、各地域に対し民泊の受け入れ体制づくりの支援を行います。
- ・ 輝るぽーと安田、旧柏原邸・旧市川医院等を中心とした観光情報発信体制の確立を図るとともに、観光案内板の整備やホームページ、パンフレット等の充実による観光情報の提供に努めます。
- ・ 高知県が推進する中山間地域を中心とした観光商品づくりや長期滞在の地域づくり等に合わせ、令和3年にリニューアルオープンしたキャンプ場等の施設を通じ交流人口の増加に努めます。

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 <農業> <林業>	安田川分水対策事業 用排水路、頭首工改修、農作業道外一式 森林整備事業 除伐・間伐・森林維持	安田町	
	(5) 企業誘致	工業団地整備事業 50,000 m ²	安田町	
	(9) 観光又はレクリエーション	日本遺産ビジターセンター整備 施設改修 外 1.0式	中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	水産資源増殖事業 内容:海・川の水産資源増殖対策への助成 必要性・効果:水産資源を安定的に確保し、産業・観光の活性化を図る。 地域特產品開発・販売促進事業 内容:地域の団体やグループ等による、地域資源を活用した新たな商品開発と販路の拡大への助成。 必要性・効果:地域資源を活かした商品開発に取り組み、新たな産業の推進による地域活性化を図る。	安田町	
	観光振興事業	内容:観光協会を中心として、地域住民・団体が地域資源(森林鉄道遺産・古民家・文化財)を活用した観光振興事業の推進や、情報発信を行う。 必要性・効果:交流人口の拡大による過疎地域の活性化を図る。	観光協会	
	日本遺産推進事業	内容:中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会を中心として、地域住民・団体が森林鉄道遺産を活用した観光振興事業の推進や、情報発信を行う。 必要性・効果:交流人口の拡大による過疎地域の活性化を図る。	中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会	
	観光振興事業(広域観光)	内容:県東部に存在する観光拠点を面的に整備して観光商品化し、教育旅行等を誘致する。 必要性・効果:交流人口の拡大による過疎地域の活性化を図る。	高知県東部観光協議会	

		<p>安田川自然再生計画策定事業 内容:自然再生が必要な箇所の抽出、工法の検討、環境改善計画の立案。 必要性・効果:地域の宝である安田川の環境改善を図ることにより、交流人口の拡大を図る。</p>	安田町	
		<p>事業承継等推進事業 内容:既存事業の買収、承継後の新たな取組や経営の安定化に資する取組等に対し補助金を交付する。 必要性・効果:町内の中小企業等の円滑な事業承継及び後継者等の中核人材の確保を進め、産業の発展につなげる。</p>	安田町	
(11) その他		<p>安田川自然再生事業 ・水制工(淵、瀬再生)</p>	安田町	
		<p>林道中芸北上線開設負担金 L=1,000m、W=4.0m</p>	高知県	

【産業振興促進事項】

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
安田町全域	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「その対策」、「事業計画」のとおり事業を実施していきます。また、上記産業の振興を促進するにあたり、他市町村、県等の各関係機関と連携して事業を推進していきます。

【公共施設等総合管理計画等との整合】

- 施設の状況を適切に把握し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。また、耐用年数を越えての利用は老朽状況や利活用状況などから総合的に判断し、施設利用の可否を判断します。
- 老朽化が進んだ施設は、維持管理コストの増加が予想されることから、予防保全の実施も検討します。

4. 地域における情報化

現在、情報収集はインターネットサービスを通じて行われることが一般的になっており、行政面以外でも誰でも利用しやすく分かりやすい情報発信・収集体制を構築することが重要であることから、中芸4町村により整備した地域情報通信基盤の利活用を進めるとともに、情報システムを活用した地域情報化を推進するための人材を育成していく必要があります。

【現況と問題点】

- 平成24年度に整備した地域情報通信基盤については、整備後10年以上経過していることから、今後は機器更新も必要となってきます。また、高度情報化社会の発展に伴い年々通信量は増加していることから、通信速度の低下が懸念されます。
- 防災行政無線については、令和2年度にデジタル化への移行が完了したことから、今後は適切に維持管理を行っていく必要があります。また、災害時においても正確な情報の把握ができるよう情報伝達手段の強化等を図って行く必要があります。

【その対策】

- 地域情報通信基盤については、今後も適切な維持管理に努めるとともに、安定した通信速度が確保できるよう、ブロードバンド環境の高度化を図る必要があります。
- 現在、音声のみの告知放送については、多様な告知手段を確保するため、映像対応や双方向通信機能などを備えた告知端末への切替等を行っていきます。
- 災害時における情報伝達手段として防災拠点施設や各避難所等において、公衆無線LAN環境や衛星通信を利用したインターネットサービスの整備に努めます。

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設	防災行政無線整備事業 情報通信基盤施設整備事業 防災拠点施設等通信環境整備支援事業	安田町	
	<防災行政用無線施設>			
	<ブロードバンド施設>			
<その他の情報化のための施設>				

【公共施設等総合管理計画等との整合】

- 該当なし

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

交通施設の整備、交通手段の確保促進については、過疎地域における日常交通手段を確保する上で、非常に重要な施策となります。阿南安芸自動車道（阿南～安芸）の早期完成、集落間を結ぶ町道の拡幅や改良など道路交通網の基盤整備と地域の生活が維持できる環境整備を関係機関と連携して推進する必要があります。

【現況と問題点】

(1) 道路

- ・本町の幹線道路は国道55号(4. 09km)と県道安田東洋線(16. 67km)、幹線町道(25路線・26. 9km)の合計27路線、総延長47. 66kmによって形成されています。
- ・国道55号は、安心・安全な道路を推進する歩道整備と、台風などによる越波防止のための消波ブロック整備及び離岸堤の設置による国道保全対策の促進に向けて要望活動を進めています。
- ・四国8の字ネットワークを構成する阿南安芸自動車道は、県下全域が事業化区間となり、本町においても測量設計や用地買収が進められており、早期整備が望まれています。
- ・県道安田東洋線の大部分は2車線の確保ができず、カーブも多く交通事故や降雨時等における落石、崩壊が多発し、通行止めや通行制限をする事態が生じており、抜本的な整備が課題となっています。
- ・町道は地形等の状況により集落が分散しているため、主要集落間を連絡する幹線道路を中心には整備が進み、令和7年度現在の実延長は101. 46km(舗装率95. 3%改良率55. 3%)となっています。しかしながら、依然として改良率が低く、車両通行不能区間も17. 08km(16. 8%)に及ぶことから、一層の整備が必要となっています。また、舗装の劣化や橋梁等道路構造物の老朽化が進んでおり、計画的な対策が必要となっています。
- ・林道は安田川左岸域における森林の公益的機能の維持増進を図るため、県営による森林管理道（中芸北上線）の整備が安田町東島から馬路村間で進められています。
- ・道路の維持管理については、町民共通の財産であるという認識のもとに、道路愛護運動の展開や、維持補修に地域住民の協力を得て実施しています。

(2) 公共交通（鉄道・バス）

- ・鉄道ごめん・なはり線については、駅前広場の利活用を更に図るとともに、沿線市町村が一致協力し、マイレール意識の高揚と鉄道利用促進に引き続き努める必要があります。
- ・生活バス路線は、沿線人口の減少や、ごめん・なはり線の開通によるバス利用者の減少もあって、バス事業者の収益が悪化していることから、維持すべきバス路線を地域交通協議会で指定し、国、県の助成制度も活用しながら、バス事業者に運行させる方式で公共交通の維持確保を図る必要があります。
- ・今後は、土佐くろしお鉄道、路線バスとともに、観光面とのタイアップなどによって一層の利用促進を図り、公共交通体系を維持していく必要があります。
- ・令和6年4月に策定した安田町地域公共交通計画に基づき、公共交通空白地区の解消のため、コミュニティバス「やすら号」をはじめとした移動手段の確保対策に取り組んでおり、今後も公共交通の継続的な利用を図るため、住民への周知と利用促進を進めていく必要があります。

- ・ また、観光、福祉、教育等と連携することにより、公共交通の利用促進を進めていく必要があります。

【その対策】

(1)道 路

- ・ 幹線道路の整備促進によって、地域交通体系の確立に努め、交通の安全と円滑化を図ります。
- ・ 阿南安芸自動車道の整備については、防災・減災対策のほか、救急医療や産業、観光振興など地域経済の活性化に大きく寄与することから最重要施策として早期事業化が図られるよう関係機関に要請を行います。
- ・ 県道安田東洋線は、地域の主要な交通を担い、交通量も増大しているため、未整備区間の道路幅員の拡幅、危険個所等への防災・減災対策の推進を関係町村と協力して強力な運動を展開します。
- ・ 国道55号から阿南安芸自動車道の安田 IC までの間については、高規格道路の整備と周辺環境を考慮した効果的な整備が「県道インター線」として進められています。
- ・ 町道の整備については、費用対効果の検討を行ったうえで、年次計画に基づき、必要度の高い路線から整備に努めます。
- ・ また、交通の安全と円滑化等を図るため、舗装等の修繕や橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕管理を行います。
- ・ 林道については、開設中の中芸北上線の早期完成を目指して整備を推進するほか、伐採時等のコスト軽減を図るため、効果的な作業道の整備を促進します。
- ・ 道路美化を図るため、町民が一体となった道路愛護運動を展開するとともに、道路維持補修については、地域住民の労力の提供を得て、住民と一体となった維持管理を行います。

(2)公共交通（鉄道・バス）

- ・ 鉄道ごめん・なはり線については、駅前広場の利活用を更に図るとともに、沿線市町村が一致協力し、マイレール意識の高揚と鉄道利用促進に引き続き努めます。
- ・ 生活バス路線は、維持すべきバス路線を地域交通協議会で指定し、国、県の助成制度も活用しながら、バス事業者に運行させる方式で公共交通の維持確保を図ります。
- ・ 土佐くろしお鉄道、路線バスとともに、観光面とのタイアップなどによって一層の利用促進を図り、公共交通体系を維持していきます。
- ・ 令和2年より運行を開始した安田町コミュニティバスについて、引き続き安田町にあるハイヤー会社に運行を委託することで運行事業を継続していきます。
- ・ 令和6年4月に策定した安田町地域公共交通計画に基づき、公共交通の利用促進を行っていきます。具体的には、町内の各地区において公共交通に関する意見交換会の実施、公共交通利用者の組織化及び公共交通に関する情報発信等を行っていきます。
- ・ 観光、福祉、教育等とも連携を行い、町内集客施設との連携事業や学校等におけるバス乗り方教室等を実施し、公共交通の利用促進を図ります。
- ・ 高知東部交通の路線バスの利用促進と公共交通を利用する町民の運賃負担の軽減を図るため、記名式 IC カードですかを活用し、バス運賃を定額制とする事業を令和3年度より実施しており、今後も地域住民への広報活動並びに利用促進を進めていきます。

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 <道路>	町道東島与床線改良 L=500m、W=5.0m	安田町	
		町道小川日々入線改良 L=100m、W=5.0m	安田町	
		町道安田大野線改良 L=700m、W=5.0m	安田町	
		町道北屋敷・桜ノ本線改良 L=300m、W=4.0m	安田町	
		町道別所上代線改良 L=1,000m、W=5.0m	安田町	
		町道城薬師堂線改良 L=300m、W=5.0m	安田町	
		町道椎ノ木線改良 L=140m、W=5.0m	安田町	
		町道間下北線改良 L=260m、W=4.0m	安田町	
		町道安田唐浜線改良 L=3,000m、W=4.0m	安田町	
		町道小野山線改良 L=180m、W=5.0m	安田町	
		町道与床本田島線改良 L=100m、W=4.0m	安田町	
		町道射場線改良 L=400m、W=5.0m	安田町	
		町道中村城線改良 L=400m、W=5.0m	安田町	
		町道中村南線改良 L=150m、W=5.0m	安田町	
		町道野田線改良 L=600m、W=5.0m	安田町	
		町道野田沖ノ沢線改良 L=200m、W=5.0m	安田町	
		町道野田松ノ前1号線改良 L=200m、W=5.0m	安田町	

<橋りょう>	町道野田松ノ前2号線改良 L=140m、W=5.0m	安田町	
	町道東谷寺山線改良 L=200m、W=4.0m	安田町	
	町道上本町2号線改良 L=81m、W=9.25m	安田町	
	町道東坪田線改良 L=100m、W=4.0m	安田町	
	町道白石塚1号線改良 L=100m、W=5.0m	安田町	
	町道白石塚2号線改良 L=100m、W=5.0m	安田町	
	町道一本松田ノ尻線改良 L=100m、W=5.0m	安田町	
	町道本町西島線改良 L=700m、W=5.0m	安田町	
	町道天神線 L=440m、W=5.0m	安田町	
	町道沖ノ沢線 L=2,248m、W=5.0m	安田町	
	町道沖ノ沢別当線 L=504m、W=4.0m	安田町	
	町道沖ノ沢つつみ線 L=347m、W=4.0m	安田町	
	町道正弘線改良(正弘橋) L=74.0m、W=3.0m	安田町	
	町道東西島線改良(東西島橋) L=108.0m、W=4.0m	安田町	
	町道与床線改良(与床橋) L=60.0m、W=3.0m	安田町	
	町道荒田線改良(荒田橋) L=43.0m、W=3.0m	安田町	
	町道田ノ尻線改良(田ノ尻橋) L=40.2m、W=3.0m	安田町	
	町道東島与床線改良(上代橋) L=12.0m、W=4.0m	安田町	
	町道東島与床線改良(横谷橋) L=11.0m、W=4.5m	安田町	

		町道薬師・明神線改良(東谷橋) L=13.0m、W=7.7m	安田町	
		町道小川西線改良(小川西橋) L=12.3m、W=3.0m	安田町	
		町道与床明神口線改良(藤谷橋) L=9.2m、W=2.5m	安田町	
		町道安田唐浜線改良(太田川橋) L=8.6m、W=5.3m	安田町	
		町道チョウガ谷山ノ神線改良(不動橋) L=2.3m、W=3.3m	安田町	
		町道与床明神口線改良(明神口橋) L=43.2m、W=2.3m	安田町	
		町道間下内京坊線(間内橋) L=62.0m、W=4.0m	安田町	
		町道別所中ノ川線改良(宮地島橋) L=10.0m、W=2.5m	安田町	
		(9) 過疎地域持続的発展特別事業 地域公共交通の確保 内容:過疎地域住民の移動手段となる生活路線バス・鉄道等を運行する、土佐くろしお鉄道・高知県東部交通への運行等助成 一部基金に積立て、後年度にあてる 必要性・効果:地域住民の交通が確保されることで過疎地域の生活の維持が保てる	安田町	
		コミュニティバス運行事業 内容:公共交通空白地区の解消を目指して整備したコミュニティバスの運行事業 必要性・効果:公共交通空白地区においてコミュニティバスの運行を行うことにより、公共交通機関等での移動が難しい層の移動手段確保を行う	安田町	
		生活バス路線利用促進事業 内容:利用者の利便性の向上と公共交通を利用する町民の運賃負担の軽減を図るため、記名式 IC カードですかを活用し、バス運賃を定額制とする事業 必要性・効果:高知東部交通の路線バスの利用促進とバスを利用する町民の運賃負担の軽減が期待できる	安田町	
		地域公共交通計画事業 内容:計画に基づき、公共交通網の整備、利用促進及びまちづくりや広域との連携を図る事業を実施する 必要性・効果:誰もが自分の意思で移動でき、地域の実情・町民のニーズと整合のとれた生活交通サービスの構築を実現する	安田町	

【公共施設等総合管理計画等との整合】

- 定期的な点検、診断を実施し、計画的な施設管理を行います。

6. 生活環境の整備

本町のもつ豊かな自然環境や地域資源を活かした施策を推進し、人口定住化を図る上で生活基盤の整備を図っていく必要があります、安全で安心して生活することができる環境の整備を進めます。

【現況と問題点】

(1) 水道施設

- ・町全域を対象とした施設整備は完了していますが、既存施設は老朽化が進行しており、改修や更新を進める必要があります。
- ・また、表流水を水源としている町北部の施設が自然現象の影響を直接受けやすく対策が必要となっています。

(2) 下水処理施設

- ・水質汚濁の最大原因となっている家庭雑排水浄化のため、平成13年度に下水道事業の計画を立てましたが、事業に多額の費用を要することから、将来の財政状況を考慮し、事業の着手を見送りました。このため、家庭雑排水浄化のため、合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、補助金の上乗せによる、高度処理型浄化槽（リン、チッソ除却）の設置、促進を図っています。
- ・生活環境や社会情勢の変化に伴う安田川を含めた自然環境の現状を踏まえ、清流を後世に伝えていくために制定した「安田川清流保全条例」に基づき、水質の浄化と環境保全活動へ積極的な取り組みが必要となっています。

(3) 廃棄物処理施設

- ・一般廃棄物の処理については、規制強化による新環境基準に多数の市町村施設が適合できなくなったことから、町清掃センターを閉鎖するとともに安芸広域市町村圏事務組合により安芸広域メルトセンターを建設し、平成18年4月から直接溶融炉方式による焼却を行っています。
- ・令和元年度に策定した「安芸広域メルトセンター長寿命化総合計画」に基づき、計画的な施設改修を実施しています。
- ・不燃物処理場については、処分場に係る構造基準について国の法的規制を受け、現在は閉鎖し、安芸広域メルトセンターへの掘り起こし搬出処理を実施しています。
- ・資源循環型社会に対応するため整備された「中芸広域連合リサイクルセンター」は、資源回収の拠点として大きな成果をあげましたが、近年、搬入量が減少しており、今後、一層の再資源化率向上を図るため、住民啓発等に努める必要があります。
- ・また、これら広域事業での取り組みに併せて、町不燃物処理場及び町清掃センターの適正処分が課題となっています。
- ・なお、一般廃棄物の分別収集については、資源ゴミや収集対象外の排出や不法投棄が見られることから、啓発、ルールの周知徹底を一層図る必要があります。
- ・し尿処理については、中芸広域連合衛生センターで行われていますが、施設や設備の老朽化に伴い施設改修が必要であることから、長期メンテナンス契約及び部分的な改良、

機器更新により施設の延命化を図っています。

(4) 消防・救急・防災

- ・ 消防・救急行政については中芸広域連合の所管として、常備消防、救急・非常備消防、消防施設業務を行い充実を図っています。また、現在、県域を対象とした消防の広域化に関する検討が進められています。
- ・ 非常備消防については、消防団が地域防災に果たす役割は極めて重要であり、常備消防と密接な連携を図りながら訓練の充実に努めています。また、団員の確保にあたっては、人口減少における青年層の減少や近年の就業形態の多様化等により確保することが困難になりつつあり、全国的にも定員割れが問題となっています。
- ・ 火災発生時の初期消火対策として防火水槽や消火栓等の整備については、年次的に行っているが、大規模災害等に対応した消火栓の水利対策を図るとともに一層の整備拡充が必要です。
- ・ 南海トラフ地震を始めとする各種災害対策として、地域防災計画、津波避難計画などをもとに総合的な防災対策を促進するとともに、事前の情報提供や災害時における被害軽減と効果的な避難誘導のため、自主防災組織の育成強化や情報伝達手段の確保、防災施設や避難路などの避難施設の整備が必要となっています。
- ・ 災害時に倒壊などにより周囲の住民に被害を及ぼすおそれのある住宅等や、耐震性の有していない住宅等への対策に加え、住宅内における安全対策も必要となっています。

(5) 公営住宅

- ・ 町営住宅の戸数は、令和6年度末現在で125戸を建設しています。
- ・ 住宅の老朽化が進んでおり、修繕等の経費が増加していることから、抜本的な改修事業や将来の財政計画を見据えた建て替え等の検討も必要となっています。
- ・ 地震の被害から町民の生命・財産を守るため、住宅の現状に応じた耐震改修に取り組む必要があります。

【その対策】

(1) 水道施設

- ・ 簡易水道施設については、近年施設の老朽化が著しく漏水等による断水が頻繁に発生していることから、南海トラフ地震に備えた地震対応施設として基幹改良を実施し、ライフラインの強化等を図ることとしており、平成26年度から令和13年度までの18ヶ年の事業計画により整備更新を行います。
- ・ 山間地の施設についても安定的な供給措置対策を進めます。

(2) 下水処理施設

- ・ 水質汚濁の最大原因となっている家庭雑排水浄化に取り組むため、合併処理浄化槽の普及を進めます。
- ・ 「安田川を美しくする町民会議」等、関係団体と連携し、安田川清流保全条例に基づく、安田川の水質浄化を含めた環境保全活動へ積極的に取り組みます。

(3) 廃棄物処理施設

- ・一般廃棄物については、「資源循環型社会の推進」に取り組み、一層のゴミの減量化、再資源化の徹底を図ります。
- ・不法投棄防止及び産業廃棄物の適正処理について、啓発・指導を行います。
- ・安芸広域メルトセンターの円滑な事業運営を図るために、広域市町村間での連携と適正処理のための、ゴミの減量、分別処理の啓発などを行います。
- ・安芸広域メルトセンターは稼働開始から年数が経過しており、今後安定的に運営を行っていくため、施設の長寿命化を図りつつ計画的に実施する施設及び設備改修に対する負担を行います。
- ・不燃物処理場への受け入れゴミについて、適正処分を進めるため、安芸広域メルトセンターへの掘り起こし搬出処理を計画的に取り組みます。
- ・中芸広域連合で実施しているし尿処理については、管理運営に要する多額の経費には、特に留意をしていきます。
- ・町清掃センターについては解体撤去、今後の利用について検討を行います。

(4) 消防・救急・防災

- ・消防車両等の消防施設は、地域の安心・安全を確保する消防活動維持のためには、必要不可欠な施設であり、適切な維持管理と計画的な更新を図る必要があります。
- ・初期消火対策として、計画的に防火水槽や消火栓等の整備を進める必要があります。
- ・防災体制については、効果的な防災訓練等の実施により、住民の自助・共助の意識の向上を図り、地域の防災力の強化を図るとともに、消防団員の確保に努め組織の育成を図るなど地域住民と一体となった防災体制の強化に努めます。
- ・各種災害に備え、警戒体制の整備や情報伝達手段の確保を行い、事前に住民への周知を行うことにより被害の軽減や、円滑な避難誘導に努めるとともに、既設道路の防災道路としての活用やこれに接続する避難路など避難施設の整備、また、防災機能を備えた空間の確保に努めます。
- ・災害時に倒壊などのおそれのある住宅等の耐震化や除却、住宅内の安全対策を推進し、南海トラフ地震対策とあわせ地域の住環境の改善に努めます。

(5) 公営住宅

- ・安全で快適な住まいを長期間にわたり確保するため、予防保全的な修繕や居住性の改善等の計画を定め、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減に努めます。
- ・町営住宅の適切な維持管理に努めるとともに、空き部屋を活用し移住者向けや社宅等として有効利用できるよう検討を進めます。

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環 境の整備	(1) 水道施設 <簡易水道>	安田町簡易水道等施設整備事業 配水管布設替 φ25～200 L=6,000m 配水池増設及び更新	安田町	
	(2)下水処理施設 <その他>	合併処理浄化槽設置整備 5人槽19基、7人槽21基	安田町	
	(3)廃棄物処理施 設 <ごみ処理施設>	不燃物処理施設処分ごみ搬出処理 事業	安田町	
		町清掃センター解体撤去等事業	安田町	
		安芸広域ごみ処理施設(整備費) 負担金	安芸広域 市町村圏 事務組合	
		中芸広域連合負担金(し尿)	中芸広域 連合	
	(4) 消防施設	高規格救急自動車導入負担金	中芸広域 連合	
		消防ポンプ自動車導入負担金	中芸広域 連合	
		消防デジタル無線機器及び消防指 令システム更新負担金	中芸広域 連合	
		消防ポンプ自動車導入	安田町	
		防火水槽整備事業	安田町	
	(7)過疎地域持続的 發展特別事業	災害ハザードマップ作成事業 内容:情報や警報の伝達、避難経路など災 害防止に関する事項を記載 必要性・効果:事前に避難経路等を周知する ことで被害の軽減が図られる。	安田町	
		老朽住宅等除却事業 内容:老朽化した空き家住宅の除却に対する 支援 必要性・効果:災害発生時等の安全確保な ど、安全・安心に暮らせる地域づくりを行う。	安田町	
		耐震改修促進事業 内容:耐震性を有しない住宅の耐震化への支 援 必要性・効果:住宅等の耐震化を促進し地震 等の災害に強いまちづくりを行う。	安田町	
		住宅内安全対策促進事業 内容:住宅内の家具固定、ガラス飛散防止フ ィルム設置への支援 必要性・効果:住宅内の安全対策を促進し地 震等の災害に強いまちづくりを行う。	安田町	

		不法投棄しないさせない事業(不法投棄回収等) 内容:地域住民が主体となって取り組む不法投棄防止活動に対する支援 必要性・効果:不法投棄された廃棄物の撤去及び不法投棄防止対策を通じて環境保全が図られる。	安田町	
(8)その他		避難施設整備事業	安田町	

【公共施設等総合管理計画等との整合】

- 施設の状況を適切に把握し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。また、耐用年数を越えての利用は老朽状況や利活用状況などから総合的に判断し、施設利用の可否を判断します。
- 公営住宅については、入居率や人口の動向を踏まえ、適正な規模での管理を行っていきます。
- 現在、稼働していない清掃センターについては除却を検討します。

フ. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本県は人口減少や高齢化が全国に先行して進行しており、本町の少子高齢化は更に10年先行しています。令和7年3月末現在(住民基本台帳)では、高齢化率が48.3%となり(高知県36.8%、全国29.3%)これに伴い集落機能も低下し、地域の支えあいの力も弱くなっています。また、中山間地域で不採算などの理由で多様なニーズに対応する民間の介護・福祉制度サービスが参入しにくい状況にあります。

このような状況の中、保健・医療・福祉・介護分野で高まるニーズ(要望)を踏まえ、地域を主体とした心身の健康づくり、安心して子どもを生み育てるための子育て支援など、支援を必要とする人を支える仕組みの充実に取り組みます。

【現況と問題点】

(1)児童福祉

- ・ 子育てと仕事の両立の難しさ、子育てに対する経済的、精神的負担や結婚に対する意識の変化に伴う未婚化、晩婚化など、急速な少子化の進行に歯止めがかからない状況にあります。また、核家族化も進み、地域や家庭の子育て機能の低下、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。子育てしやすい環境の整備を行い、次代を担う地域の子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。
- ・ 少子化対策事業として、結婚祝金、赤ちゃん誕生祝金、子育て定期便事業等を実施し、結婚や子育てしやすい環境づくりに努めています。
- ・ 保育事業については、平成17年度に幼稚園開設、平成18年度に中山保育所と安田保育所の統合、平成19年度に県内公立保育所初となる幼保連携型認定こども園を開設し、平成27年度からは子ども・子育て支援法に基づく幼保連携型認定こども園に移行して、地域の子育て拠点施設として運営を行っています。
- ・ 子育て世帯への経済的支援として、平成28年度には第2子以降の保育料無料化を、平成29年度からは保育料の完全無料化を実施しています。また、土曜日も含めて11時間保育を実施するなど、ニーズに対応した保育を行っていますが、児童数が減少する一方、共働き世帯の増加、核家族化、ライフスタイルの多様化に伴い保育ニーズも多様化し、特に、低年齢児童への保育需要が増加しています。

(2)高齢者福祉

- ・ 過疎、高齢化の進行に伴い、中山間地域だけでなく町部についても集落機能が減退し、山間部では高齢化率80%を超える地域もあり、人口は毎年約80人ほど減少しています。独居高齢世帯等の増加に伴う多様な福祉ニーズが求められていますが、人材不足や不採算などの理由で撤退する民間の介護サービス事業所もあり、適切な公的サービスを受けることが難しいケースも出てきています。住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるためには、多様化するニーズに対し公的サービスの狭間の支援体制の構築が必要になります。

- ・ 元気な高齢者や介護サービスを利用できない虚弱高齢者、軽度の要介護者への生きがい対策や介護予防対策など、保健、福祉、医療が一体となった総合的な施策の実施が重要となってきます。
- ・ これらのことから、高齢者福祉施策は、現状と課題を的確に把握し保健、医療、福祉、介護及び生きがい対策を一体的に推進するとともに、関係機関の連携強化を図るため、毎月定例の連絡会議の中で情報共有と支援の検討を行っています。
- ・ また、高齢者福祉センター「たいよう」等高齢者福祉施設については、施設の老朽化や設備等についても耐用年数が経過しているものもあり、施設の維持補修が課題となっています。

(3) 障がい者福祉

- ・ 町内の障がいのある人の数は、令和7年3月末現在 身体障害者190名（手帳取得者）、知的障害者27名（手帳取得者）、精神障害者33名（手帳取得者20名）となっています。
- ・ このほか、難病や加齢による障がい等で、日常生活に支障がある人を含めれば、障がいのある人の数は更に多くなると考えられます。
- ・ また、高齢化が進むなか、障がいのある人についても高齢化、重度化が進むことが予想され、このように障がいのある人の問題は、特定の人達だけの問題ではなく、町民ひとりひとりの身近な問題となっています。
- ・ 「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会」という障害者基本法の理念に基づいた障がい者に対する理解と啓発活動、施策の展開が求められています。障がい者の自立した生活を支えるためには、ケアマネジメントの充実を図り、障がい者一人ひとりの障がい特性に応じた適切なサービスを提供できるような施策を展開していく必要があります。
- ・ 障がいの有無にかかわらず、役割があることは、自助（セルフケア）・互助（インフォーマルなお互い様の関係）の向上につながり、自立した生活や生きがいには欠かせません。その上で、働くことは、自立した生活を支える重要な要素です。その人の適性や能力に応じた働き方を選択できるよう、取り組んでいく必要があります。また、誰もが生きがいを持って活躍できるように、地域活動や生涯学習、余暇活動などへの社会参加活動ができるような環境を整えることが必要です

(4) その他

- ・ 高齢化の進行に伴い、ニーズの高まる医療サービスと福祉サービスの充実、子育て支援、社会保障制度の持続的な運営などに向けて、行政の責務として広域行政や関係機関との連携を一層進める必要があります。
- ・ 高齢者福祉サービスの需要は増加する一方で、景気低迷による税収減や国の行財政改革などに伴い、その財源確保が年々困難の度合いを増してきてています。
- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害がいつでもどこでも起こりうる現状を踏まえ、災害弱者に対する円滑かつ迅速な避難支援の体制が必要です。

【その対策】

(1)児童福祉

- ・認定こども園については、土曜日も含めた11時間保育の実施や保育料等の完全無料化を継続し、子育ての支援・拠点施設として、国の諸制度に対応しながら、未就園児も含めた子育て相談及び子育て中の親子の交流の場としての機能充実に取り組みます。
- ・園児に安全で快適な保育環境を提供するため、計画的かつ適正な施設整備及び改修を実施します。
- ・低年齢児童の保育需要増加に伴い、保育士が不足する状況が見込まれることから、有資格保育士の確保に努めるとともに、子ども・子育て研修の受講促進を図るなど、クラス配置できる保育士の育成に努めます。また、保育教諭の研修・研究活動による保育の質の向上を図ります。
- ・令和8年度から中芸広域連合において、全ての子どもが安心して成長し、全ての家庭が孤立しない社会を実現するための拠点として、子ども家庭センターを設置し、関係機関、地域資源と協働して包括的、継続的に支援を実施します。
- ・少子化の進行を踏まえ、子育て世帯の負担軽減と、次代を担う子ども達の健やかな成長を願い、小学生から18歳の年度末までの医療費助成、出産された家庭に対する赤ちゃん誕生祝金の支給、子育て用品の支給(子育て定期便事業)を引き続き実施します。

また、結婚を望む若者を支援する「出会いのきっかけ応援事業」や結婚祝金支給などを実施し、子ども子育て支援事業計画と次世代育成行動計画を一体的に策定した「やすだっ子応援プラン」(第3期 R7～R11)に沿って、結婚から子育てまでを支援し若者が暮らしやすい町づくりを推進していきます。

(2)高齢者福祉

- ・「高齢者保健福祉計画」(中芸広域連合)及び「介護保険事業計画」(中芸広域連合)に基づきその施策の推進を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう努めます。
- ・高知県が推進する「日本一の健康長寿県構想」に基づき、「あったかふれあいセンター事業」の拡充をはじめ、住民を主体とした地域での介護予防と健康づくりへの取り組みを進めるとともに、高知型・安田型福祉の実現を図ります。
- ・令和3年度に策定した第3期町地域福祉計画及び地域福祉活動計画について、令和8年度が計画の最終年度となることから、町社会福祉協議会とともに地域の実情を把握し、地域福祉の推進を図るため、第4期町地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定します。
- ・在宅医療、在宅介護の充実強化や連携強化、見守り活動等、高齢者の日常を支える仕組みづくり、介護を行う家族が病気になったときのための緊急用ショートステイ床の確保、高齢者の住まいの確保と普及、認知症対策の充実といった地域ケアの体制づくりに取り組みます。
- ・中山間地域などの条件不利地域においても必要なサービスが提供されるよう、介護サービスの確保に努めます。
- ・高齢者福祉センター等の高齢者福祉施設については、施設の老朽化に対する修繕や

耐用年数を経過している設備等の計画的な更新を行います。

(3) 障がい者福祉

- ・ ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別・程度を問わず、自ら望む生活ができるよう環境をつくるため、また、障がいのある人が社会的に自立し、その適性と能力に応じた可能性を広げられるような生活を送るためには、早期の段階から障がいの特性に応じた教育を受け、障がいを克服するための能力を養うことが大切です。このため、保育内容・教育内容の充実と教育環境の整備をすすめます。

また、適性と能力に応じた就労の場を確保することは、障がいのある人の自己決定と自己選択を尊重し、社会参加と自立に向けて大きな役割を果たすことから、障がいのある人の雇用の拡大を図っていく必要があります。

- ・ 障がい者福祉サービスのニーズの多様化に伴い、全県及び広域的な範囲で実施する方が効果的に提供できるものがあることや、介護保険サービス、高齢者福祉サービスと共通するものが多く、相互に補完しながら推進する必要があることなどから、中芸広域等との調和も図ります。
- ・ 障害者自立支援法に基づく相談支援事業をはじめとする、地域の障がい者福祉に関するシステムづくりに関し、中芸広域連合において障害者自立支援協議会を設置し、相談支援や就労支援など、障害児者等の自立生活を支援していきます。

(4) その他

- ・ 保健、医療、福祉、介護分野で高まるニーズを踏まえ、安心して子どもを産み育てるための子育て支援や地域を主体とした心身の健康づくりなど、支援を必要とする人を支える仕組みの充実に取り組むとともに、地域支援体制として、中芸広域連合による事業の推進や専門機関との連携を核とする推進体制の強化を図り、社会保障や医療制度改革に対応しつつ人口の減少と少子高齢化に対応していきます。
- ・ 災害発生時において、高齢者や障がい者等で自ら避難することが困難な人であって、その迅速な避難の確保を図るため、特に支援が必要な人の把握に努め、地域防災計画に定める避難行動要支援者について、避難支援を行うための避難行動要支援者名簿を作成し、要避難支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化していきます。
- ・ 家屋の倒壊、浸水やライフラインの途絶により、自宅での生活が困難となった被災者は、避難所での生活を余儀なくされますが、このような状況にあっても、地域住民が主体となり、避難所の開設と運営が円滑に行えるよう具体的な手順や活動を示した『避難所（地域）運営マニュアル』を作成していきます。

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の 確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(2)認定こども園	安田さくら園施設の整備・改 修	安田町	
	(3)高齢者福祉施設 <老人福祉センター>	高齢者福祉施設維持修 繕		
	(8)過疎地域持続的発展 特別事業	地域支え合い事業 内容：地域福祉計画の策定や計 画に基づく実践活動の推進。介 護予防施策と併せ、あつたかふ れあい事業などの世代間の交流 の場づくりを行う。 一部基金に積み立て、後年度 にあてる。 必要性・効果：高齢者や障害者、 子ども等の生活課題を地域で解 消し、支え合う仕組みをつくるこ とで、安全・安心に、いつまでも 地域の中で暮らしていく基盤 の強化が図られる。	安田町	
		少子化対策事業 内容：地域独身者の出会いの場 の提供、結婚祝金、出産祝金、 子育て用品の給付、児童等医 療助成。 必要性・効果：結婚や出産への支 援、子育て世代への支援やサー ビスの充実を図り、人口減少対 策に繋げるとともに、安心して出 産や子育てのできる、若者の暮 らしやすい地域づくりが進められ る。	安田町	
		介護予防生活支援事業 内容：独居、高齢世帯等に対する 緊急通報体制等整備事業、福 祉ハイヤー事業、配食サービス 事業、訪問理美容サービス等 必要性・効果：住み慣れた地域 社会の中で、できる限り自立し て生活することを支援し、安心し て暮らせる地域づくりを行う。	安田町	
		避難所(地域)運営マニュ アル策定事業 内容：災害時に避難者が自主運 営できるよう、避難所ごとに運営 マニュアルを地域住民とともに 作成する。 必要性・効果：防災に対する知識 や自助・共助の重要性を深める ことにより地域コミュニティの基 盤強化が図られる。	安田町	
		(9)その他	避難行動要支援者システム 整備事業	安田町

【公共施設等総合管理計画等との整合】

- ・施設の状況を適切に把握し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。また、耐用年数を越えての利用は老朽状況や利活用状況などから総合的に判断し、施設利用の可否を判断します。
- ・各施設の設置目的を踏まえ、効果的な修繕等を行っていきます。

8. 医療の確保

本町では、日常的な治療は町内及び近隣の医療機関を利用していることから、将来にわたり身近なところで安心して医療を受けることができるよう、地域医療の一層の確保を図る必要があります。

【現況と問題点】

- ・ 本町の医療機関は、医院1箇所、歯科医1箇所で、疾病の治療、健康づくり、疾病の予防などを行ない「かかりつけ医」として地域医療を担っています。
- ・ 一方で、令和2年3月末に医院1箇所が閉院したことで、これまで医院を利用していた患者は他院の利用を余儀なくされるなど、不便を強いられています。

【その対策】

- ・ 広域市町村や県との連携を図りつつ、医療環境、医療体制の整備に取り組みます。
- ・ 安芸市に開設を予定している看護師養成施設の学生を確保し、東部地域における看護人材の育成、確保を図るため、看護師養成奨学金制度を創設します。

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確 保	(3) 過疎地域持 続的発展特別事 業	看護師養成奨学金貸付事業 内容:開設予定の看護師養成施設の学生に対する奨学 金貸付制度 必要性・効果:東部地域の看護人材の育成、確保を図る ことができる	安田町	

【公共施設等総合管理計画等との整合】

- ・ 該当なし

9. 教育の振興

少子高齢化の進行やグローバル化、著しい情報化社会の進展など、社会・経済が激しく変化する時代にあって、新しい時代に本町の子どもたちが自らの夢や志を実現して、持続可能な社会の創り手として社会の維持・発展を担う人材として育成するためには、学校・家庭・地域が連携した多様な学習活動等を推進するとともに、教育内容の充実や教育環境の整備を図る必要があります。

また、社会・経済の変化とともに個人の生き方も多様化する中、住民一人ひとりが豊かな生活を送るためにには、誰もが生涯にわたって学び続けられる環境や、文化・スポーツに親しめる環境を整備していくことが重要であり、住民ニーズに対応した生涯学習推進体制の整備・充実を図り、地域力の向上に努めています。

【現況と問題点】

(1) 学校教育

- ・ 学校教育については、人格の完成をめざす基礎として、園小中一貫教育の推進を図り「知、徳、体」の調和のとれた人間性豊かな児童、生徒の育成と、基礎学力の定着・向上に努めています。
- ・ 子ども達の課題に対応し、それぞれの個性や教育的ニーズに応じた指導と支援を行うため、特別教育支援員や学習支援員を配置して複数教員による指導を行っています。
- ・ 県の「教育版地域アクションプラン」を活用し、外部講師招へいによる校内研修を実施するなど、教職員の授業力向上を図っています。また、中芸地区教育研究会による研修の取り組みを促進し、研究・研修活動の充実に努めています。
- ・ 小中学校各教室に電子黒板を設置し、児童生徒1人1台のタブレット端末を導入するなど教育ICT環境の整備を行い、情報通信技術を活用した学習活動の推進を図っています。
- ・ 本町の児童生徒数の減少傾向は歯止めがかかっておらず、今後は広域的な学校規模の適正化の検討が課題となります。また、教育委員会の広域化についても積極的な推進、検討が必要となります。
- ・ スクールバスの運行については、児童生徒の送迎及び部活動等で活用を図っています。児童生徒の減少等に伴い、令和2年度に小型バス1台を導入し、効率的かつ効果的な運行を行っています。
- ・ 学校施設については、施設の維持・管理に努めるとともに、安田小中学校普通教室等に空調設備を設置するなど、教育環境の改善を図ってきました。今後は、築年数経過により大規模改修・改築の時期を順次迎えることから、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な施設の改修や長寿命化を図っていく必要があります。

(2) 生涯学習

- ・ 10月を「生涯学習月間」と定め、住民の多様な学習ニーズに応えて様々な分野の講演会を開催するとともに、各課と連携して出前講座を開催するなど学習意欲の高揚を図っています。情報化の進展や価値観の多様化等により住民ニーズも変化していることから、学習ニーズの的確な把握が必要です。

- ・芸術、文化活動については、各種教室の開設や町文化協会と連携した芸能発表会、文化祭の開催など、活動の推進を図っています。また、町文化を振興し、全国に発信するため、「寧浦全国色紙展」を開催しています。今後更に住民の自発的な芸術、文化活動を支援、奨励し、発展を促進する必要があります。
- ・文化の振興や生涯学習の拠点施設である町文化センターの管理運営については、老朽化した設備の計画的な改修を行うとともに、2階の図書室を1階に移設するなど利便性の向上を図り、住民の学習活動を支援しています。
- ・心豊かでたくましい子どもを地域全体で育むため、放課後子ども教室を開設し、放課後等における子どもたちの居場所を整備、順次拡充するとともに、様々な体験や学びの場として教育活動を推進していますが、共働き世帯の増加や核家族化などに伴い、子どもの居場所に対するニーズの増加、多様化が見られることから、ニーズに対応した居場所の整備を検討する必要があります。
- ・住民の健康づくり、スポーツ活動への需要は高く、今後もこうした機運を助長するため活動の機会を提供するとともに、中芸広域体育館等の活用につなげていく必要があります。

【その対策】

(1)学校教育

- ・園小中連携による一貫性のある教育を推進し、就学前保育及び教育の充実と、小中学校における複数教員によるきめ細やかな指導により基礎学力の定着、向上を図ります。
- ・児童生徒の学力向上のため、県の「教育版地域アクションプラン」を積極的に活用し、教員の授業力向上を図ります。
- ・情報化時代に対応したICT環境の整備を行い、学習活動に活用できるよう教員のスキルアップを図るとともに、児童生徒のICT活用能力の育成を図ります。
- ・スクールバスの運行について、効率的かつ効果的な運行及び活用を行います。
- ・安田町学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な改修や長寿命化を行うなど、施設の維持管理に努めます。
- ・児童生徒数の減少が続くことが見込まれるため、教育環境を確保し、教育効果を高める見地から小中学校の広域的な適正規模化を進めるとともに、教育委員会の広域化を推進します。

(2)生涯学習

- ・生涯学習月間を中心に生涯各期の学習ニーズに対応した各種の学級、講座の開設を行い、生涯学習推進体制の充実を図ります。また、地域自治学級等の活動を促進し、町民との協働によるまちづくりを推進します。
- ・芸術、文化活動については、文化教室の開設や、発表の場としての芸能発表会、文化祭、寧浦全国色紙展等の開催を継続して行い、活動意欲の高揚を図ります。
- ・町文化センター及び中山公民館の利活用を促進するため、様々な活動の推進や図書の充実を図ります。また、適正な施設管理と運営を行い、住民の利便性の向上を図ります。
- ・家庭や地域の教育力向上のため、家庭教育の支援や地域教育の推進に取り組むとともに、施設整備を含め、共働き世帯等のニーズに対応した放課後子ども教室の拡充に努めます。

めます。

- ・町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくり、体力づくりを行うため、生涯スポーツ教室の開設や町体育会活動の活性化など、スポーツの推進を図ります。また、中芸広域体育館の利活用を促進します。

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 <校舎>	安田小学校施設改修	安田町	
		安田中学校施設改修	安田町	
		安田小学校屋内運動場施設改修	安田町	
		安田小学校プール改修	安田町	
		スクールバス運行事業	安田町	
	(3)集会施設、体育施設等 <集会施設>	町文化センター施設改修	安田町	
		放課後子ども教室施設整備事業	安田町	
		子どもの居場所づくり事業 内容:放課後等における子ども達の居場所を整備する。 必要性と効果:放課後等におけるさまざまな体験活動や交流活動を促進するとともに、地域で子どもを見守る体制をつくる。	安田町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	ICT 推進事業 内容:小中学校における情報教育環境を整備する。 必要性と効果:ICTを活用した学習活動の充実を図り、情報化社会に対応したスキルを身に付ける。	安田町	

【公共施設等総合管理計画等との整合】

- ・施設の状況を適切に把握し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。また、耐用年数を越えての利用は老朽状況や利活用状況などから総合的に判断し、施設利用の可否を判断します。
- ・学校施設については、長寿命化計画に基づき計画的な管理を行っていきます。

10. 集落の整備

地域機能の維持や地域の活性のために、町民同士の交流や支え合いの基盤となる地域コミュニティの再生に向けた有効な支援施策を推進し、自治機能の再構築を進めていく必要があります。

【現況と問題点】

- ・ 本町には、27の集落があり全ての集落において人口減少、少子高齢化が進み集落の維持存続が危ぶまれています。また、地域の経済機能の維持や担い手の確保といった課題に対し、地域ぐるみで取り組む仕組みづくりを促進していく必要があります。
- ・ 安田地区においては、集落活動センターの取り組みとして、耕作放棄地を活用した農産物の生産、商店街への人の流れを生み出す取り組みなどの活動を行っています。
- ・ 中山地区においては、「中山地区振興ビジョン」に定める地区の将来像「誰もが安心して住み続けられる中山」の実現に向け、集落活動センターなかやまを中心として、地域の課題解決に向けた施策の具体化を検討していくこととしています。

【その対策】

- ・ 地域経済を維持、促進していくためには地域の課題を把握し、その課題を地域と行政が共有し供に協働して取り組むことで、地域の課題を解消し地域が元気を取り戻す取り組みを進めています。

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落活動センター推進事業 内容:地域経済活動の活性化を図り、集落活動センターの活動推進に向けた取り組みを支援 必要性・効果:地域の現状把握を行い、センターに求められる機能や活動内容の検討を行い地域の活性化を促進	安田町	
		魅力あふれるまちづくり活動促進事業 内容:地域住民が自主的に行う地域活動に対する支援 必要性・効果:住民との協働による住みより豊かな地域社会の形成と、地域全体で支え合う仕組みづくりを促進	安田町	
	(3)その他	集落活動センター拠点施設整備事業	安田町	

【公共施設等総合管理計画等との整合】

- ・ 施設の状況を適切に把握し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。また、耐用年数を越えての利用は老朽状況や利活用状況などから総合的に判断し、施設利用の可否を判断します。

11. 地域文化の振興等

本町は藩政の時代より書画等の文化が盛んで、多くの文化人を輩出しており、これら先人たちが築いてきた安田文化を継承するとともに、現存する文化遺産の保存と活用、地域文化の振興に努めています。

【現況と問題点】

- ・ 文化振興企画員による歴史資料の収集・整理や歴史資源の磨き上げを行うとともに、「安田まちなみ交流館・和」において郷土の先人顕彰と併せて企画展を開催しており、交流人口の拡大に努めています。
- ・ 化石の採掘や地層の観察の場として整備した化石体験場は、子ども達の体験学習の場として活用されており、体験場の保存・管理と活用を行っています。
- ・ 指定文化財については、定期的な巡視を行い保存に努めるとともに、その他の歴史的価値を有する文化財についても調査、登録を行うなど、文化財の保存を推進しています。
また、現在未指定の文化的価値を有する物件等についても、用途にとらわれない様々な活用方法を検討していく必要があります。
- ・ 町内の指定文化財は老朽化が進行しているものが多く、その維持・保存に多額の費用がかかることが懸念されています。
- ・ 国重要文化財である「旧魚梁瀬森林鉄道軌道」については、その文化と伝統を語るストーリーが平成29年度に日本遺産に認定されており、交流人口の拡大が図られていますが、エヤ隧道など修復が必要な文化財も一定数あり、今後これらの文化財の活用を促進するためには、計画的な修復が必要です。
- ・ 伝統芸能である「小川獅子舞保存会」については、過疎化・少子高齢化により活動の担い手が減少し、平成21年度から活動を休止しており、活動再開に向けた支援、検討が必要となっています。

【その対策】

- ・ 指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財についても調査を行い、歴史的価値の高いものについては指定、登録を行うなど保存・活用を進めます。
- ・ 老朽化の進行が著しい指定文化財については、所有者や関係機関との連携のもと、その維持・保存に努めます。
- ・ 安田文化や文化遺産を保存・継承し、生涯学習活動にも活用して文化財保護意識の高揚を図るとともに、「安田まちなみ交流館・和」を活動拠点として、町が輩出した偉人の調査や顕彰活動を推進し、これらを活用した交流人口の拡大と町民との協働によるまちづくりを推進します。
- ・ 「旧魚梁瀬森林鉄道軌道」の活用を図るため、構成町村や関係団体等と連携し、計画的な保存・修復についての検討を行います。
- ・ 地域の伝統芸能の保存活動や体験、交流活動の支援を行い、「小川獅子舞保存会」についても活動再開を目指した支援の検討を行います。

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 ＜その他＞	県指定有形文化財支障木伐採 (補助金)	安田町	
		県指定有形文化財建物改修 (補助金)	安田町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	歴史的建造物活用事業 内容:歴史的建造物等を中心に住民との協働によるまちづくりを推進する。 必要性と効果:文化遺産の情報発信を行うとともに、観光・商業と連携し、交流人口の拡大と住民協働による町の活性化を図る。	安田町	
		指定文化財活用事業 内容:指定文化財の適切な管理・修復に努め、保存・継承と活用を行う。 必要性と効果:観光とも連携し、文化財を活用した交流人口の拡大に努める。	安田町	

【公共施設等総合管理計画等との整合】

- 施設の状況を適切に把握し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。また、耐用年数を越えての利用は老朽状況や利活用状況などから総合的に判断し、施設利用の可否を判断します。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

地球温暖化等の環境問題をはじめ、産業振興や町民の生活向上につなげるため、本町の自然豊かな環境を活かした再生可能エネルギーの利用推進を進めていく必要があります。

【現況と問題点】

- ・ 地球環境問題やエネルギーの安定供給が大きく取り上げられ、クリーンで再生可能な新エネルギーの導入が重要視される中で、平成16年2月に「安田町地域新エネルギービジョン」を策定し、平成24年11月には、県内でいち早く民間企業との共同出資によるメガソーラー事業に取り組むなど、豊かな自然資源を活用した新エネルギーの導入に取り組んでいます。

特に、本町は森林資源や水資源に恵まれているため、可能なエネルギーの導入及び普及・啓発に取り組んでいくことが必要となります。

【その対策】

- ・ 新エネルギーの推進については、バイオマстаун構想や中小水力発電及び太陽光発電など自然環境にふさわしい地産地消の新エネルギーを検討し、更なる導入に向けて取り組みます。
- ・ 地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システム及び蓄電設備、V2H 充放電設備を設置する者に対し補助金の交付を行うほか、メガソーラー事業収益による基金を活用し、住民福祉の向上及び地域経済の活性化に資する事業の推進に取り組みます。

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3)その他	住宅用太陽光発電システム等 設置費補助金事業	安田町	

【公共施設等総合管理計画等との整合】

- ・ 該当なし

13. その他地域の持続的発展に關し必要な事項

過疎化、少子高齢化が特に進行している中山間地域において、住民の方が安心して生活が送れるよう、様々な課題の解決、支援を行っていく必要があります。

【現況と問題点】

- 中山地区は、過疎化、少子高齢化が特に進行している地域であり、これに伴い地域活動の衰退、経済活動の縮小による日常生活面での不安や地域産業を担う人材不足など地域住民が安心して生活していくうえで様々な課題に直面しています。

【その対策】

- 地域の交流拠点として整備を行った「多目的交流センターなかやま」を拠点として、住民の健康づくりや多世代間の交流ができる憩いの場としての利用拡大に取り組みます。
- 地区の課題解決や活性化を図るため、スマート農業や生活支援サービスへのデジタル技術の活用等について検討を行います。
- 地区をフィールドに高知大学との調査研究等を行うことで、外部の視点による地区の魅力再発見や、学生との交流による住民の意識改革に取り組みます。
- 地域住民の方が安心して日常生活が送れるよう、多方面から生活支援を行っていきます。

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
		中山間地域生活支援対策事業 内容:地域住民が安心して暮らすための生活支援 必要性・効果:中山間地域においても日常生活における利便性の向上が図られる。	安田町	

【公共施設等総合管理計画等との整合】

- 施設の状況を適切に把握し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。また、耐用年数を越えての利用は老朽状況や利活用状況などから総合的に判断し、施設利用の可否を判断します。

事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業<再掲>

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住促進事業 内容:高知県の人口減少対策総合交付金等を活用し、地域外からの移住促進を進める 必要性・効果:本町への移住・定住を促進し、地域の活性化を図る	安田町	
		U・Iターン希望者住居改修事業 内容:U・Iターン希望者又は移住希望者に住居を提供しようとする者や、移住者自らが行う個人所有の空き家改修に関し、補助金を交付することで、地域外からの移住促進を進める 必要性・効果:本町への移住・定住を促進し、地域の活性化を図る	安田町	
		起業家等支援事業 内容:町内で新たに事業活動を行う者や新規分野での事業活動を行う者等に対し、補助金を交付する 必要性・効果:起業の促進による移住者獲得及び産業の振興等を図る	安田町	
		起業等・事業承継事業継続支援事業 内容:本町へ移住し起業等や事業承継を行う者に対して奨励金を支給する 必要性・効果:起業・事業承継の促進による移住者獲得及び産業の振興等を図る	安田町	
		特定地域づくり事業協同組合運営支援事業 内容:本町で特定地域づくり事業を行う特定地域づくり事業協同組合に対し運営支援を行う 必要性・効果:特定地域づくり事業の促進による移住者獲得及び産業人材の確保を図る	安田町	
		U・Iターン交通費支援事業 内容:町内で移住活動(就職にかかる見学・体験、空き家バンク登録物件の内覧等)を行うために必要な、移住希望者の居住地から町までの交通費の一部を支援する 必要性・効果:本町への移住・定住を促進し、地域の活性化を図る	安田町	
		移住・定住のための住居確保応援事業 内容:町内に居住するための住宅を新築する者、町内にある既存の住宅を取得(購入)する者、また、町外から町内の民間アパート等へ引っ越しをする者に対し応援金を支給する。 必要性・効果:町内における住居確保支援に取り組むことで、若者や子育て世代の移住・定住につなげる。	安田町	

事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業<再掲>

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業	水産資源増殖事業 内容:海・川の水産資源増殖対策への助成 必要性・効果:水産資源を安定的に確保し、産業・観光の活性化を図る。	安田町	
		地域特産品開発・販売促進事業 内容:地域の団体やグループによる、地域資源を活用した新たな商品開発と販路の拡大への助成。 必要性・効果:地域資源を活かした商品開発に取り組み、新たな産業の推進による地域活性化を図る。	安田町	
		観光振興事業 内容:観光協会を中心として、地域住民・団体が地域資源(森林鉄道遺産・古民家・文化財)を活用した観光振興事業の推進や、情報発信を行う。 必要性・効果:交流人口の拡大による過疎地域の活性化を図る。	観光協会	
		日本遺産推進事業 内容:中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会を中心として、地域住民・団体が森林鉄道遺産を活用した観光振興事業の推進や、情報発信を行う。 必要性・効果:交流人口の拡大による過疎地域の活性化を図る。	中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会	
		観光振興事業(広域観光) 内容:県東部に存在する観光拠点を面的に整備して観光商品化し、教育旅行等を誘致する。 必要性・効果:交流人口の拡大による過疎地域の活性化を図る。	高知県東部観光協議会	
		安田川自然再生計画策定事業 内容:自然再生が必要な箇所の抽出、工法の検討、環境改善計画の立案。 必要性・効果:地域の宝である安田川の環境改善を図ることにより、交流人口の拡大を図る。	安田町	
		事業承継等推進事業 内容:既存事業の買収、承継後の新たな取組や経営の安定化に資する取組等に対し補助金を交付する。 必要性・効果:町内の中小企業等の円滑な事業承継及び後継者等の中核人材の確保を進め、産業の発展につなげる。	安田町	

事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業<再掲>

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地域公共交通の確保 内容:過疎地域住民の移動手段となる生活路線バス・鉄道等を運行する、土佐くろしお鉄道・高知県東部交通への運行等助成 一部基金に積立て、後年度にあてる 必要性・効果:地域住民の交通が確保されることで過疎地域の生活の維持が保てる	安田町	
		コミュニティバス運行事業 内容:公共交通空白地区の解消を目指して整備したコミュニティバスの運行事業 必要性・効果:公共交通空白地区においてコミュニティバスの運行を行うことにより、公共交通機関等での移動が難しい層の移動手段確保を行う	安田町	
		生活バス路線利用促進事業 内容:利用者の利便性の向上と公共交通を利用する町民の運賃負担の軽減を図るため、記名式ICカードですかを活用し、バス運賃を定額制とする事業 必要性・効果:高知東部交通の路線バスの利用促進とバスを利用する町民の運賃負担の軽減が期待できる	安田町	
		地域公共交通計画事業 内容:計画に基づき、公共交通網の整備、利用促進及びまちづくりや広域との連携を図る事業を実施する 必要性・効果:誰もが自分の意思で移動でき、地域の実情・町民のニーズと整合のとれた生活交通サービスの構築を実現する	安田町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業	災害ハザードマップ作成事業 内容:情報や警報の伝達、避難経路など災害防止に関する事項を記載 必要性・効果:事前に避難経路等を周知することで被害の軽減が図られる。	安田町	
		老朽住宅等除却事業 内容:老朽化した空き家住宅の除却に対する支援 必要性・効果:災害発生時等の安全確保など、安全・安心に暮らせる地域づくりを行う。	安田町	
		耐震改修促進事業 内容:耐震性を有しない住宅の耐震化への支援 必要性・効果:住宅等の耐震化を促進し地震等の災害に強いまちづくりを行う。	安田町	
		住宅内安全対策促進事業 内容:住宅内の家具固定、ガラス飛散防止フィルム設置への支援 必要性・効果:住宅内の安全対策を促進し地震等の災害に強いまちづくりを行う。	安田町	
		不法投棄しないさせない事業(不法投棄回収等) 内容:地域住民が主体となって取り組む不法投棄防止活動に対する支援 必要性・効果:不法投棄された廃棄物の撤去及び不法投棄防止対策を通じて環境保全が図られる。	安田町	

事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業<再掲>

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	地域支え合い事業 内容：地域福祉計画の策定や計画に基づく実践活動の推進。介護予防施策と併せ、あつたかふれあい事業などの世代間の交流の場づくりを行う。 一部基金に積み立て、後年度にあてる。 必要性・効果：高齢者や障害者、子ども等の生活課題を地域で解消し、支え合う仕組みをつくることで、安全・安心に、いつまでも地域の中で暮らしていける基盤の強化が図られる。	安田町	
		少子化対策事業 内容：地域独身者の出会いの場の提供、結婚祝金、出産祝金、子育て用品の給付、児童等医療助成。 必要性・効果：結婚や出産への支援、子育て世代への支援やサービスの充実を図り、人口減少対策に繋げるとともに、安心して出産や子育てのできる、若者の暮らしやすい地域づくりが進められる。	安田町	
		介護予防生活支援事業 内容：独居、高齢世帯等に対する緊急通報体制等整備事業、福祉ハイヤー事業、配食サービス事業、訪問理美容サービス等 必要性・効果：住み慣れた地域社会の中で、できる限り自立して生活することを支援し、安心して暮らせる地域づくりを行う。	安田町	
		避難所(地域)運営マニュアル策定事業 内容：災害時に避難者が自主運営できるよう、避難所ごとに運営マニュアルを地域住民とともに作成する。 必要性・効果：防災に対する知識や自助・共助の重要性を深めることにより地域コミュニティの基盤強化が図られる。	安田町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	看護師養成奨学金貸付事業 内容：開設予定の看護師養成施設の学生に対する奨学金貸付制度 必要性・効果：東部地域の看護人材の育成、確保を図ることができる	安田町	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	子どもの居場所づくり事業 内容：放課後等における子ども達の居場所を整備する。 必要性と効果：放課後等におけるさまざまな体験活動や交流活動を促進するとともに、地域で子どもを見守る体制をつくる。	安田町	
		ICT推進事業 内容：小中学校における情報教育環境を整備する。 必要性と効果：ICTを活用した学習活動の充実を図り、情報化社会に対応したスキルを身に付ける。	安田町	

事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業<再掲>

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	集落活動センター推進事業 内容:地域経済活動の活性化を図り、集落活動センターの活動推進に向けた取り組みを支援 必要性・効果:地域の現状把握を行い、センターに求められる機能や活動内容の検討を行い、地域の活性化を促進する。	安田町	
		魅力あふれるまちづくり活動促進事業 内容:地域住民が自主的に行う地域活動に対する支援 必要性・効果:住民との協働による住みより豊かな地域社会の形成と、地域全体で支え合う仕組みづくりを促進	安田町	
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業	歴史的建造物活用事業 内容:歴史的建造物等を中心に住民との協働によるまちづくりを推進する。 必要性と効果:文化遺産の情報発信を行うとともに、観光・商業と連携し、交流人口の拡大と住民協働による町の活性化を図る。	安田町	
		指定文化財活用事業 内容:指定文化財の適切な管理・修復に努め、保存・継承と活用を行う。 必要性と効果:観光とも連携し、文化財を活用した交流人口の拡大に努める。	安田町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		中山間地域生活支援対策事業 内容:地域住民が安心して暮らすための生活支援 必要性・効果:中山間地域においても日常生活における利便性の向上が図られる。	安田町	

